

政策評価調書（個別票）

【政策ごとの予算額】

政策名	北米地域外交			番号	②				
評価方式	総合・実績・事業		政策目標の達成度合い	相当程度進展あり					
(千円)									
	予算科目				他に記載のある 個別票の番号	予算額			
	会計	組織／勘定	項	事項		2年度 当初予算額		3年度 概算要求額	
政策評価の対象と なっているもの	一般	外務本省	地域別外交費	北米地域外交に必要な経費		274,346		230,045	
	一般	在外公館	地域別外交費	北米地域外交に必要な経費		377,359		342,153	
	小 計				一般会計	651,705		572,198	
						<	>の内数	<	>の内数
					特別会計				
						<	>の内数	<	>の内数
政策評価の対象と なっていないが、 ある政策に属すると 整理できるもの									
	小 計				一般会計				
						<	>の内数	<	>の内数
					特別会計				
						<	>の内数	<	>の内数
合 計					一般会計	651,705		572,198	
						<	>の内数	<	>の内数
					特別会計				
						<	>の内数	<	>の内数

施策 I - 2 北米地域外交

令和 2 年度政策評価書

(外務省 1 - I - 2)

施策名 (※)	北米地域外交					
施策目標	1 我が国外交の基軸である日米同盟関係の更なる強化のため、以下を実施する。 (1) 日米が直面する政治面での共通の諸課題についての両国政府間の緊密な連携を一層強化する。 (2) 日米の持続可能な経済成長に資する各種の政策分野での協調を推進する。 (3) 日米安保体制の信頼性を向上するとともに、在日米軍の安定的な駐留を確保し、もって我が国の安全を確保する。 2 日加関係の更なる強化のため、以下を実施する。 (1) 日加が直面する政治面での共通の諸課題についての両国政府間の緊密な連携を一層強化する。 (2) 日加の持続可能な経済成長に資する各種の政策分野での協調を推進する。					
施策の予算額・執行額等	区分		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	370	678	685	652
		補正予算(b)	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	△14	
		合計(a+b+c)	370	678	671	
執行額(百万円)		326	544	532		

(※)本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「関連する内閣の重要政策」、「測定指標」、「評価結果」(「施策の分析」及び「次期目標等への反映の方向性」)及び「作成にあたって使用した資料その他の情報」については、関連個別分野の該当欄に記入した。

評価結果 (注 1)	目標達成度の測定の結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (B)	(判断根拠) 主要な測定指標がおおむね目標に近い実績を示したことから、左記のとおり判定した。	
	測定指標の平成 29・30・令和元年度目標の達成状況(注 2)	個別分野 1 北米諸国との政治分野での協力推進		
		* 1 - 1	共通の諸課題における日米・日加両政府間の協力関係の進展	b
		1 - 2	日米・日加間の相互理解の進展	b
		1 - 3	日米二国間会談数(首脳・外相レベル)(電話会談含む)	b
		1 - 4	日加二国間会談数(首脳・外相レベル)(電話会談含む)	b
		1 - 5	米国における対日世論調査の結果(日本を友邦として信頼できると肯定的に回答した割合)	b
		個別分野 2 北米諸国との経済分野での協力推進		
		* 2 - 1	米国との経済分野での協調の深化	s
		2 - 2	カナダとの経済分野での協調の深化	b
		個別分野 3 米国との安全保障分野での協力推進		
		* 3 - 1	日米安保体制の信頼性の向上のための施策の推進	b
		* 3 - 2	在日米軍の安定的な駐留のための施策の進展	b

(注 1) 評価結果については、各個別分野の「評価結果」-「施策の分析」及び「次期目標等への反映の方向性」欄の記載を併せて参照願いたい。

(注 2) 「測定指標の平成 29・30・令和元年度目標の達成状況」欄には、各個別分野の測定指標の名称及び平成 29・30・令和元年度目標の達成状況を列挙した。「*」印は、該当する測定指標が主要な測定指標であることを示している。

学識経験を有する者の知見の活用	(外務省政策評価アドバイザー・グループ・メンバーの所見) ・日米首脳・外相間の協議・意思疎通が活発に行われ、特に朝鮮半島の非核化及び自由で開かれたインド太平洋(FOIP)の共有等について、緊密な政策協力を努めたことは高く評価できる。 ・全体を通じ、トランプ政権のもとで日米関係(の揺れ)をマネージするのはまるで容易ではないなか、健闘が続いていると率直に思う。同時に、その健闘で稼いだ時間を、日米関係にばかり依拠する一本足打法の相対化にどう生かしていくのか、他地域との外交
-----------------	---

を含めた日本外交全体の奥行きが問われている。その全体構想との関連で、各地域・各国との外交を評価する包括枠があるとよいのではないか。

- ・日米貿易協定・日米デジタル貿易協定が交渉開始から1年以内に最終合意・署名に至ったことは高く評価できる。米国がTPPから離脱した穴を埋めるだけでなく、インフラ分野・デジタル分野における協力を確認したことは、FOIPやG20における議論をリードする意味でも重要だった。
- ・個別分野2の日米経済関係については、高い自己評価にする理由も気持ちもわかる。実質的な自由貿易協定の締結は、日欧やTPPと併せ、世界GDPの6割をカバーし、トランプ政権の保護主義的な傾きのなか、日米経済関係自体を脱争点化する機能を果たし、とげを抜いた形で全体の関係維持に寄与した。また、高いレベルの基準を、貿易、投資その他の分野でも主導する事をうたい、その重要性を確認してきていることも評価に値する。他方、その高水準の維持が本当にできているのか、日米基準が世界を実際に主導しているのか、より具体的な記述を求めたい。さらに、それとの関連で、米国製の戦闘機やミサイル防衛システムなど兵器の購入やその購入方法上の工夫など、広く安全保障の観点などから日米経済関係のとげを抜く際に約した様々な合意が記述から抜けており、高い自己評価をするのなら、その点に国民が留意できるように記述を工夫すべきではないか。
- ・日米安全保障体制について、安全保障・防衛分野の協力は着実に進展しており、日米同盟の抑止力・対処力の強化に努めた。米国の国家防衛戦略(NDS)や新たな米軍運用の考え方等を日米安保協力の方向性に取り入れたことも評価できる。
- ・個別分野3(米国との安全保障分野での協力推進)における参考指標として、「米国における対日世論調査の結果(日米安保条約を維持すべきとの回答の割合)」が掲げられているが、この指標の示す事実、たとえば米国の一般国民において日米安保に対する理解が低下傾向にあること、その結果一般国民と有識者の間に日米安保に対する理解について決して無視できないレベルの乖離が生じていることは、重要な事実のように思われる。

担当部局名	北米局	政策評価 実施時期	令和2年9月
-------	-----	--------------	--------

個別分野 1 北米諸国との政治分野での協力推進

施策の概要

- 1 日米・日加政府間(首脳・外相レベルを含む)での共通の諸課題に関する協議・政策調整を実施する。
- 2 日米・日加両国間における重層的な交流・対話を実施する。

関連する内閣の重要政策(施策方針演説等のうち主なもの)

- ・ 第 198 回国会施政方針演説(平成 31 年 1 月 28 日)
五 戦後日本外交の総決算(安全保障政策の再構築)
- ・ 第 198 回国会外交演説(平成 31 年 1 月 28 日)

測定指標 1-1 共通の諸課題における日米・日加両政府間の協力関係の進展 *

中期目標(一年度)

我が国の外交・安全保障の基軸である日米同盟を引き続き強化する。
カナダとの間で二国間及び国際社会における重層的な連携をより一層強化する。

平成 29 年度目標

- 1 日米間の協力関係の進展
 - (1) 日米ハイレベルでの対話の実施
日米首脳会談や日米外相会談、日米次官協議等を始めとする高いレベルでの意見交換の頻繁な実施を維持する。特に、平成 29 年はトランプ大統領就任直後の一年であり、トランプ政権との間で一層緊密に対話を行っていく。
 - (2) 日米間の具体的な協力関係の推進
安全保障、経済等の二国間関係に加え、アジア太平洋地域や中東地域を始めとした各地域情勢やグローバル課題に関しても、日米間の協力関係を強化していく。また、日米同盟を基軸として平和と繁栄のネットワークを構築し、より幅広い課題で連携していく。
- 2 日加間の協力関係の進展
 - (1) 日加ハイレベルでの対話の実施
日加首脳会談や日加外相会談、日加次官級「2+2」対話、日加次官級経済対話(JEC)等を始めとする高いレベルでの意見交換の頻繁な実施を維持する。
 - (2) 日加間の具体的な協力関係の推進
二国間の文脈では、日加物品役務相互提供協定(ACSA)に早期に署名し、日加情報保護協定の交渉入りに向けた手続を進めることで、安全保障協力を強化していくとともに、経済関係、交流関係を強化すべく政策調整を進めていく。国際社会の文脈では、海洋安全保障及びテロ、グローバルな課題、軍縮・不拡散等、より幅広い地域及びグローバルな分野での協力を進めていく。

施策の進捗状況・実績

- 1 日米間の協力関係の進展
 - (1) 及び(2) 平成 29 年度はトランプ大統領やペンス副大統領の訪日、日米「2+2」や日米外相会談等、日米ハイレベルで緊密な意思疎通が行われ、同盟を一層強化することができた。特に、北朝鮮による弾道ミサイル発射や核実験が相次ぐ中、首脳間及び外相間で頻繁に意思疎通を図り、日米が 100%共にあり、圧力最大化のため緊密に連携していくことを確認した。
11 月のトランプ大統領による訪日では、両首脳は多くの時間を共にし、首脳間の親交、信頼関係をより一層深めた。北朝鮮を始め地域情勢が緊迫化する中で、日米同盟の揺るぎない絆を世界に向けて示し、喫緊の課題である北朝鮮に関して、北朝鮮に対する圧力を最大限まで高めていくとの方向性を含め、日米が 100%共にあることを改めて確認した。また、両首脳は、拉致被害者御家族と面会し、拉致問題の早期解決に向け、日米が緊密に協力していくことを約束した。さらに、トランプ大統領と「自由で開かれたインド太平洋戦略」を共に推進していくことでも一致した。
平成 30 年 2 月のペンス副大統領による訪日では、平昌オリンピック開会式に出席するため韓国訪問を控えていたペンス副大統領と北朝鮮問題を始めとする地域及び国際社会の諸課題について率直な意見交換を行い、政策を擦り合わせた。特に、北朝鮮問題については、核武装した北朝鮮は決して受け入れられないとの認識の下、北朝鮮に政策を変更させ、核・ミサイル計画を放棄させるため、日米、日米韓でしっかりと連携して、あらゆる方法で圧力を最大限まで高めていく必要性を

改めて確認した。

2 日加間の協力関係の進展

(1) 平成 30 年 3 月のフリーランド外相の訪日を始め、様々な機会を捉えて日加間で首脳会談、外相会談を実施するなど、ハイレベルで緊密な意思疎通が行われた。

11 月のダナン（ベトナム）での日加首脳会談では、TPP11 の議論を中心に意見交換を行った。平成 30 年 3 月のフリーランド外相訪日の際は、G 7 外相会合や G 7 サミットで北朝鮮問題を含む諸課題について力強いメッセージを発出することを確認したほか、北朝鮮に対して最大限の圧力を維持することで一致した。また、ACSA 署名を可能な限り早期に行い、次官級「2 + 2」対話を早期に実施することで一致したほか、JEC を平成 30 年 6 月に開催することも確認し、日加関係の強化を進めた。

安全保障分野では、日加政務・防衛当局間（PM）／防衛当局間（MM）協議（12 月）や日加安保シンポジウム（12 月）を開催し、北朝鮮、中国を含む地域情勢を中心に議論を行った。

(2) ACSA については、5 月の G 7 タオルミーナ・サミットの機会に日加両首脳が実質合意を確認したほか、上述のとおり、フリーランド外相訪日の際の日加外相会談で、早期署名を行うことで一致した。また、同外相会談の際、情報保護協定については早期に予備協議を行うことで一致し、JEC については平成 30 年 6 月に開催することを確認した。

平成 30 年度目標

1 日米間の協力関係の進展

(1) 日米ハイレベルでの対話の実施

日米首脳会談や日米外相会談を始めとする高いレベルでの意見交換の頻繁な実施を維持する。

(2) 日米間の具体的な協力関係の推進

安全保障、経済等の二国間関係に加え、アジア太平洋地域や中東地域を始めとした各地域情勢やグローバルな課題に関しても、日米間の協力関係を強化していく。また、日米同盟を基軸として平和と繁栄のネットワークを構築し、より幅広い課題で連携していく。

2 日加間の協力関係の進展

(1) 日加ハイレベルでの対話の実施

日加首脳会談や日加外相会談を始めとする高いレベルでの意見交換の頻繁な実施を維持する。

(2) 日加間の具体的な協力関係の推進

日加 ACSA に署名し、日加情報保護協定の予備協議を着実にを行うことで安全保障協力を更に強化していくとともに、経済関係、交流関係を強化すべく政策調整を進めていく。また、G 7 を始めとする多国間フォーラム・会合の場では、北朝鮮問題、中国の海洋進出、「自由で開かれたインド太平洋戦略」等、幅広い地域及びグローバルな分野での協力を進めていく。

施策の進捗状況・実績

1 日米間の協力関係の進展

(1) 首脳間で 13 回（電話会談を含む）、外相間で 16 回（電話会談を含む）の会談を行うなどハイレベルで緊密に意見交換を行った。

(2) 特に、北朝鮮問題への対応については、6 月の第 1 回米朝首脳会談の開催を始め、目まぐるしい情勢の変化があったが、ハイレベルでの会談等を通じ、綿密に方針をすりあわせて対応することができた。

また、「自由で開かれたインド太平洋」の維持、促進に関しても、日米で着実に協力を進展させ、9 月の日米首脳会談の際には、第三国で実施している具体的な協力を賞賛するとともに、様々な分野での協力を一層強化するとの強い決意を再確認した。

2 日加間の協力関係の進展

(1) 首脳間で 5 回（電話会談を含む）、外相間で 3 回（電話会談を含む）の会談を行い、また、12 月には次官級「2 + 2」対話を開催するなど、ハイレベルを含め、日加で緊密に意見交換を行った。

(2) 特に、11 月に行われた首脳会談では、「自由で開かれたインド太平洋」というビジョンの実現に向けた具体的な協力を進めていくことで一致するとともに、日加外交関係開設 90 周年を契機に、安保・防衛協力を含む戦略的関係を一層深めて行くことで一致した。

また、4 月、河野外務大臣とフリーランド外相は、日加 ACSA への署名を行い、日加間の安全保障協力を一層促進させることで一致した。北朝鮮籍船舶の「瀬取り」を含む違法な海上活動に対する警戒監視活動に関しては、カナダは巡視艇及び哨戒機を派遣し、日本とカナダは緊密に連携して対応した。

令和元年度目標

1 日米間の協力関係の進展

日米間で、首脳間、外相間を始め、様々なレベルで密接に連携し、北朝鮮問題を含む地域及び国際社会の諸課題に緊密に連携して取り組み、協力関係を更に強化していく。

2 日加間の協力関係の進展

日加間で、首脳間、外相間を始め、様々なレベルで密接に連携し、地域及び国際社会の平和と繁栄に貢献していく。特に、G20の成功に向け、カナダ側からの協力を得るとともに、「瀬取り」対策協力やTPP11の着実な実施・拡大に向けた協力等、安全保障・経済の両面で関係を強化していく。また、10月のカナダ連邦下院総選挙後の政権とも良好な関係の構築を目指す。

施策の進捗状況・実績

1 日米間の協力関係の進展

令和元年度は、首脳間で11回、外相間で15回（共に電話会談を含む）の会談を行うなど、ハイレベルで頻繁な政策のすり合わせを行った。特に、4月の総理大臣訪米、5月のトランプ大統領の「令和」初の国賓としての訪日、6月のトランプ大統領のG20大阪サミット出席のための訪日と3か月連続の首脳間の往来が実現した。

首脳間・外相間の頻繁なやり取りを通じて、日米は令和元年度も地域及び国際社会の諸課題の解決や「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の維持・強化に向け、緊密に連携して対応してきた。

北朝鮮問題への対応については、4月の総理訪米、5月及び6月のトランプ大統領の訪日や、累次の日米首脳電話会談等において、北朝鮮をめぐる拉致、核・ミサイルといった諸懸案の解決に向けた緊密な連携を確認した。特に、トランプ大統領の5月の国賓訪日の際には、拉致被害者の御家族との面会を実現したことを含め、対北朝鮮政策において引き続き日米で協力していくことを確認する重要な機会となった。

また、「自由で開かれたインド太平洋」の維持・強化については、4月の日米首脳会談で両首脳は「自由で開かれたインド太平洋」実現に向けた協力を一層強化していくとの意思を再確認し、「自由で開かれたインド太平洋」を促進するための公正なルールに基づく経済発展を歓迎した。

2 日加間の協力関係の進展

(1) 首脳間で3回、外相間で4回（共に電話会談を含む）の会談を行い、また、12月には日加PM・MM協議（局長級）を開催するなど、日加の様々なレベルで意見交換を行った。なお、令和2年1月にはトルドー首相との電話会談、2月にはシャンパーニュ新外相との電話会談が行われるなど、10月の連邦下院総選挙後の政権とも良好な関係が構築された。

(2) 4月に行われた安倍総理大臣訪加の際、両首脳は「自由で開かれたインド太平洋」のビジョンの下で日加の戦略的パートナーシップを強化していくことで一致した。トルドー首相から「瀬取り」警戒監視のためのカナダによる航空機及び艦船の派遣の2年延長が表明され、カナダから哨戒機と艦船が派遣された。

さらに、6月にはサージャン国防相が国防相として13年ぶりに訪日し、日加防衛協力に関する共同声明が発出されたほか、7月には日加ACSAが発効するなど、防衛協力・交流は一層強化された。

日本が議長国を務めたG20においては、6月のG20大阪サミットにトルドー首相がフリーランド外相とともに出席したほか、11月に開催された愛知・名古屋外相会合には、就任後間もないシャンパーニュ外相が出席し、地域及び国際社会の諸課題に連携して取り組んだ。

なお、10月に行われた即位の礼は連邦下院総選挙と時期が重なったため、ワグナー最高裁判所長官夫妻がカナダを代表して参列し、日加間の友好親善関係は一層深化した。

平成29・30・令和元年度目標の達成状況： b

測定指標1-2 日米・日加間の相互理解の進展

中期目標（--年度）

重層的な日米・日加の交流・対話を推進し、幅広い層における日米・日加間の相互理解をより一層高いレベルに引き上げる。

平成29年度目標

1 在米・在加日系人との関係、ネットワークを強化するため、在米・在加日系人との交流プログラムを実施する。カナダ分については、昨年度好評であった被招へい者が自身のルーツや日本との絆

を再確認することを目的とした墓参や親族訪問を可能な限り取り入れる。

- 2 日本人学生のインターンシップ支援事業を実施する。
- 3 各界にて活躍が期待される優秀な人材を招へい・派遣する「対日理解促進交流プログラム」(北米地域名称「カケハシ・プロジェクト」)を実施する。
- 4 米国行政官が日本の官公庁や民間で勤務するマンスフィールド研修計画を実施する。
- 5 米国から元戦争捕虜(POW)等を招へいする。
- 6 若手日本人教員を米国に派遣し、米国への理解を深め、これら教員を通じ、若年層の米国理解を促進する。
- 7 米国議会議員・議員補佐官の招へい等を通じた相互理解を促進する。

施策の進捗状況・実績

1 在米・在加日系人との交流

在米・在加日系人同士及び在米日系人と日本人とのネットワークを強化するため、在米日系人リーダー10名を平成30年3月に、在加日系人リーダー4名を12月に招へいした。日系人リーダー一行は、東京及び地方の視察や安倍総理大臣表敬、外務大臣との夕食会、高円宮妃殿下御接見、墓参や親族訪問、各界関係者との意見交換等を実施した。参加者からは事後に、「今回の招へいで、日系人として日米関係強化に携わる責任を痛感した。今後どのように関わっていけるか考えていきたい。」といったコメントや、「今回得られた知見や人脈を活かし地元で進行中の日本関連プロジェクトにも今後積極的に関わっていくつもりである。日系米国人に関する活動も継続し、日本で開催される在米日系人関連のイベントも含め、出来る限り協力したいと考えている。」等の反応があった。また、地元で歴史問題に関する不穏な動きをキャッチした場合にはすぐ総領事館に報告すると表明した者もあった。

2 日本人学生のインターンシップ支援事業

日米双方において発信力の高い有識者を育成するため、学生15名を米国に派遣した。

3 カケハシ・プロジェクト(対日理解促進交流プログラム：北米地域)

日本と北米地域との間で、対外発信力を有し将来を担う人材を招へい・派遣し、対日理解の促進を図るとともに、親日派・知日派を発掘し、対外発信を強化し、我が国の外交基盤を拡充することを目的に、平成29年度は米国及びカナダを合わせて招へい1,220名(米国1,100名、カナダ120名)、派遣409名(米国371名、カナダ38名)を実施した。

4 マンスフィールド研修計画

米国行政官が継続して日本の複数の官公庁や民間で勤務する本研修計画により、平成29年度は第22期生10名が外務省を含む日本の各受入機関での研修を開始した(研修期間は1年間)。

5 米国人元戦争捕虜(POW)招へい

米国からPOW及びその家族ほか計10名を10月に招へいし、佐藤外務副大臣への表敬を始め、政府関係者や各地方都市での国民との交流機会等を設け、「心の和解」を促すことを通じて、日米間の相互理解の促進を図った。

6 若手教員米国派遣交流事業

7月末から8月中旬の約20日間、英語を解する若手教員45名を対象にユタ大学及びポートランド州立大学の2校に派遣した。若手教員の米国理解を深め、そのような経験を有する教員を通じ、広く若年層の米国理解を促進し、将来の同盟関係の更なる進展を図った。

7 米国連邦議会議員2名、州議会議員3名を招へいし、外務大臣政務官との意見交換、防衛大臣表敬、視察等を実施した。議会補佐官20名を招へいし、政府関係者や有識者との意見交換や視察等を実施した。また、国会議員の訪米・米国議員の訪日に際し、議員交流の側面支援を実施し、立法府を含む重層的な相互理解を促進した。

平成30年度目標

- 1 在米・在加日系人同士及び在米日系人と日本人とのネットワークを拡充させるため、在米・在加日系人との交流プログラムを実施する。
- 2 日本人学生のインターンシップ支援事業を実施する。
- 3 各界にて活躍が期待される優秀な人材を招へい・派遣する「対日理解促進交流プログラム」(北米地域名称「カケハシ・プロジェクト」)を実施する。
- 4 米国行政官が日本の官公庁や民間で勤務するマンスフィールド研修計画を実施する。
- 5 米国から元戦争捕虜(POW)等を招へいする。
- 6 米日コーカスを始めとする日本と関わりを深めつつある米国議員等の活動を支援するとともに、在日米軍関係者・経験者との視野の広い関係強化を図る。

- 7 在日米軍の子女のうち、特に意欲の高い学校と生徒を対象に、日本語補習授業を提供する。

施策の進捗状況・実績

- 1 在米・在加日系人との交流

在米日系人リーダー10名を平成31年3月に、在加日系人リーダー4名を12月に招へいし、東京及び地方の視察や、外務大臣との夕食会、高円宮妃殿下御接見、各界関係者との意見交換等を実施した。参加者からは、「各参加者は、それぞれの分野で日米関係強化のために貢献していこうという特別な想いを有している。」といったコメントや、「日本企業の米国経済への貢献など、日本の前向きなストーリーをできるだけ持ち帰って広めたい」等の反応があった。

- 2 日本人学生のインターンシップ支援事業

日米双方において発信力の高い有識者を育成するため、学生11名を米国に派遣した。

- 3 カケハシ・プロジェクト(対日理解促進交流プログラム：北米地域)

日本と北米地域との間で、対外発信力を有し将来を担う人材を招へい・派遣し、対日理解の促進を図るとともに、親日派・知日派を発掘して、対外発信を強化し、我が国の外交基盤を拡充することを目的に、米国から953名、カナダから123名を招へい、米国へ310名、カナダへ36名の派遣を実施した。また、米国議会補佐官19名を招へいし、政府関係者や有識者との意見交換や視察等を実施した。

- 4 マンスフィールド研修計画

米国行政官が継続して日本の複数の官公庁や民間で勤務する本研修計画により、第23期生9名が研修を開始した(研修期間は1年間)。

- 5 米国人元戦争捕虜(POW)招へい

米国からPOWの家族及びその介護者計7名を10月に招へいし、辻外務大臣政務官への表敬を始め、政府関係者や各地方都市での国民との交流機会等を設け、「心の和解」を促すことを通じて、日米間の相互理解の促進を図った。

- 6 米国連邦議会議員の訪日

計37名の米国連邦議会議員が来日し、その際、総理大臣表敬や外務大臣表敬、地方視察等を調整するなどの支援を実施し、立法府を含む重層的な相互理解を促進した。

- 7 在日米軍の子女への日本語補習授業

幼稚園から小学校1・2年生までの約130名に対して、週3～4回授業を実施し、日本に好意的な親日派・知日派が将来的に増加するよう図った。

令和元年度目標

- 1 在米・在加日系人同士及び在米日系人と日本人とのネットワークを拡充させるため、在米・在加日系人との交流プログラムを実施する。
- 2 日本人学生のインターンシップ支援事業を実施する。
- 3 各界にて活躍が期待される優秀な人材を招へい・派遣する「対日理解促進交流プログラム」(北米地域名称「カケハシ・プロジェクト」)を実施する。
- 4 米国行政官が日本の官公庁や民間で勤務するマンスフィールド研修計画を実施する。
- 5 米国から元戦争捕虜(POW)等を招へいする。
- 6 米国議会議員・議員補佐官の招へい等を通じ、相互理解を強化するとともに、我が国の対外政策に対する米国議員の支持を促進する。
- 7 在日米軍の子女のうち、特に意欲の高い学校と生徒を対象に、日本語補習授業を提供する。

施策の進捗状況・実績

- 1 在米・在加日系人との交流

在加日系人リーダー4名を12月に招へいし、東京及び地方の視察や墓参、尾見外務大臣政務官表敬、高円宮妃殿下御接見、各界関係者との意見交換等を実施した。参加者からは、招へい実施後、日加間の相互理解促進に資する情報発信が行われた。在米日系人リーダーについては10名を令和2年3月に招へいする予定であったが、新型コロナウイルスの感染拡大を受けた参加者の意向を踏まえ、やむを得ず事業を中止した。

- 2 日本人学生等のインターンシップ支援事業

日米双方において発信力の高い有識者を育成するため、学生6名及び研究者1名を米国に派遣した。

- 3 カケハシ・プロジェクト(対日理解促進交流プログラム：北米地域)

日本と北米地域との間で、対外発信力を有し将来を担う人材を招へい・派遣し、対日理解の促進

を図るとともに、親日派・知日派を発掘して、対外発信を強化し、我が国の外交基盤を拡充することを目的に、米国から692名、カナダから81名を招へい、米国へ194名、カナダへ14名の派遣を実施した。また、米国議会補佐官16名を招へいし、政府関係者や有識者との意見交換や視察等を実施した。なお、令和2年2月以降、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で多数の案件が中止または人数縮小となった。

4 マンスフィールド研修計画

米国行政官が継続して日本の複数の官公庁や民間で勤務する本研修計画により、第24期生10名が研修を開始した(研修期間は1年間)。

5 米国人元戦争捕虜(POW)招へい

米国からPOWの家族8名を9月に招へいし、辻外務大臣政務官表敬を始め、政府関係者や各地方都市での国民との交流機会等を設け、「心の和解」を促すことを通じて、日米間の相互理解の促進を図った。

6 米国連邦議会議員の訪日

計32名の米国連邦議会議員が来日し、その際、総理大臣表敬や外務大臣表敬、地方視察等を調整するなどの支援を実施し、立法府を含む重層的な相互理解を促進した。

7 在日米軍の子女への日本語補習授業

小学校1年生から3年生までの約140名に対して、約3回授業を実施し、日本語を通じた親日派・知日派の育成を図った。

平成29・30・令和元年度目標の達成状況： b

測定指標1-3 日米二国間会談数(首脳・外相レベル)(電話会談含む)								
(注)副大統領を含む。	中期目標値	平成29年度		平成30年度		令和元年度		平成29・30・令和元年度目標の達成状況
	--年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	
	—	18	41	30	30	30	26	

測定指標1-4 日加二国間会談数(首脳・外相レベル)(電話会談含む)								
	中期目標値	平成29年度		平成30年度		令和元年度		平成29・30・令和元年度目標の達成状況
	--年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	
	—	5	10	7	8	7	7	

測定指標1-5 米国における対日世論調査の結果(日本を友邦として信頼できると肯定的に回答した割合)								
(出典：「米国における対日世論調査」(平成29・30年度ニールセン社、令和元年度ハリス社)) ①一般の部 ②有識者の部 (注)「一般」とは、米国に在住の18歳以上の市民から無作為に選ばれた約1,000人のサンプルを指し、「有識者」とは、米国連邦政府、ビジネス界、学界、報道界、宗教界から選ばれた200人のサンプルを指す。	中期目標値	平成29年度		平成30年度		令和元年度		平成29・30・令和元年度目標の達成状況
	--年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	
	—		①76% ②86%	①87% ②86%	①84% ②88%	①82% ②90%	①84% ②89%	

評価結果(個別分野1)

施策の分析

【測定指標 1-1 共通の諸課題における日米・日加両政府間の協力関係の進展 *】

日米政府間の協力関係強化の推進については、いずれの年もハイレベルでの対話が頻繁に行われ、日米同盟強化に効果があったが、特に平成 29 年 11 月及び令和元年 5 月と二度のトランプ大統領訪日を実施したことは効果があった。大統領訪日に際しては、両首脳が多く時間を共にし、率直な意見交換を通じて政策をすり合わせるだけでなく、首脳間の親交、信頼関係を深めることができた。また、北朝鮮を始め地域情勢が緊迫化する中で、日米同盟の揺るぎない絆を世界に向けて示す上で効果があった。さらに、二度の訪日に際して、両首脳が、拉致被害者御家族と面会し、拉致問題の早期解決に向け日米が緊密に連携していくことで一致できたことも、日米協力関係の進展には有意義であった。こうした成果を得たことは、当省の取組に加え、拉致被害者御家族等の協力によるところも大きかったと考える。(平成 29・30・令和元年度：北米諸国との政治分野での協力推進(達成手段①))

日加間におけるハイレベルの対話の推進については、特に平成 30 年には、河野外務大臣の訪加の際に日加 ACSA への署名が実現し、令和元年 7 月に ACSA が発効し、日加防衛協力の強化に資する成果を得たことが、安全保障協力を更に強化していくとの目標の達成に向けて効果的であったと考えられる。また、令和元年度に、G20 大阪サミットにトルドー首相とフリーランド外相が、G20 愛知・名古屋外相会合に就任直後のシャンパーニュ新外相が出席し、G20 の成功に向けて日加が着実に協力した。これに加え、平成 31 年 4 月の安倍総理大臣訪加の際には、「自由で開かれたインド太平洋」のビジョンの下で日加の戦略的パートナーシップを強化していくことで一致したほか、「瀬取り」警戒監視でもトルドー首相から航空機及び艦船派遣の延長を発表し、地域の安全保障を確保する上で日加が積極的に連携した。これらは、二国間関係を更に強化する上で極めて効果的な多くの成果だったと考えられる。(平成 29・30・令和元年度：北米諸国との政治分野での協力推進(達成手段①))

【測定指標 1-2 日米・日加間の相互理解の進展】

日米・日加間の相互理解の進展については、カケハシ・プロジェクト(対日理解促進交流プログラム：北米地域)や米国人元戦争捕虜(POW)招へいを始めとした事業を着実に実施できたことは有益だった。特に、カケハシ・プロジェクトでは、3 年間で 3,000 名以上を米国及びカナダから招へいしており、対日理解の促進、親日派・知日派の発掘、対外発信力の強化の観点からも極めて効果的であったと考えられる。(平成 29 年度、平成 30 年度及び令和元年度：北米諸国との政治分野での協力推進(達成手段①))

また、日本人学生等のインターンシップ支援事業では、3 年間で 33 人の学生及び研究者を 6 か月～1 年程度米国に派遣しており、参加学生・研究者の米国での活動及び帰国後の活動を通じて日米双方の相互理解を深化させるとともに、滞在中の人脈構築を通じて将来にわたる日米関係のキーパーソンの育成及びネットワーク化に貢献した。(平成 29・30・令和元年度：日本人学生のインターンシップ支援(平成 29 年度達成手段③、平成 30・令和元年度達成手段②))

【測定指標 1-3 日米二国間会談数(首脳・外相レベル)(電話会談含む)】

日米二国間会談数については、特に、平成 29 年度は、目標値 18 回の倍以上の 41 回の日米首脳・外相会談(電話会談を含む)を実施できたことは、日米関係の強化への効果が大きかったと考える。(平成 29・30・令和元年度：北米諸国との政治分野での協力推進(達成手段①))

一方で、令和元年度は、目標としていた 30 回に及ばなかった。ただ、これは、4 月の安倍総理大臣の訪米、5 月のトランプ大統領夫妻による令和初の国賓としての訪日、さらには G20 大阪サミットの際のトランプ大統領訪日という異例の 3 か月連続の首脳会談を実現できたことを踏まえれば、日米関係の強化という施策目標に向け、実質的な面においては例年以上の効果があったと言える。

【測定指標 1-4 日加二国間会談数(首脳・外相レベル)(電話会談含む)】

日加二国間会談数については、いずれの年も目標値以上の会談を行ったが、特に平成 29 年度に日加首脳会談を 4 回(うち 3 回は電話会談)、日加外相会談を 6 回(うち 2 回は電話会談)行い、日加二国間の会談数は 10 回となり、目標値(5 回)を大幅に上回る形で達成し、関係は相当程度進展した。首脳会談及び外相会談に加え、然るべきタイミングで、数多くの電話会談を行ったことが成果につながった。(平成 29 年度、平成 30 年度及び令和元年度：北米諸国との政治分野での協力推進(達成手段①))

【測定指標 1-5 米国における対日世論調査の結果(日本を友邦として信頼できると肯定的に回答した割合)】

米国における対日世論調査については、特に平成 29 年度、日本を友邦として信頼できると肯定的

に回答した割合は、一般の部で87%、有識者の部で86%となり、一般の部では目標値(76%)を大幅に上回る形で達成し、関係が進展していることが定量的に計測できた。11月のトランプ大統領の訪日を含め、数多くのハイレベルでの交流が成果につながった。

一方で、平成30年度の対日世論調査では、日本を友邦として信頼できると肯定的に回答した割合は、一般の部で82%、有識者の部で90%となり、有識者の部では目標値(88%)を上回ったが、一般の部では目標値(84%)を下回った。平成30年度は大統領訪日になかったこともあり、米国民の意識の中に日本の存在感を示すことが平成29年度に比べて困難であったと思われる。その中でも、82%という、トランプ大統領の国賓訪日のあった令和元年と比べても大きく変わらない数値となったのは首脳会談及び外相会談に加え、然るべきタイミングで首脳・外相間で電話会談を行ったことが成果につながったと考えられる。

なお、令和元年度については日本を友邦として信頼できると肯定的に回答した割合は、一般の部で85%(目標値84%)、有識者の部で89%(目標値89%)と、目標値とほぼ同じ非常に高い数値となり、盤石な関係が維持できていることが定量的に計測できた。(平成29・30・令和元年度：北米諸国との政治分野での協力推進(達成手段①))

次期目標等への反映の方向性

【施策(施策の必要性に関する分析を含む)】

日米両国は基本的価値及び戦略的利益を共有する同盟国である。日米同盟は、我が国の外交・安全保障の基軸であり、アジア太平洋地域のみならず、世界の平和と繁栄にも大きな役割を果たしている。累次の首脳会談で、両首脳は、アジア太平洋地域と世界の平和と繁栄のために、日米両国で主導的役割を果たしていくことを確認した。これらの点も踏まえ、日米両国間の緊密な連携を一層強化することは、我が国外交全体の推進という観点からも必要不可欠である。特に、トランプ政権との間では、安全保障上の連携に加え、経済関係の強化を一層進めていく。

また、日本とカナダは、基本的人権、民主主義、自由及び市場経済の推進といった共通の価値観に基づく良好な二国間関係を有するのみならず、「自由で開かれたインド太平洋」のビジョンを共有する同地域の重要な戦略的パートナーである。こうした点を踏まえ、今後、同ビジョンの下での具体的な日加協力を推進・強化していくことが、インド太平洋地域の平和と安定にとって重要である。

このように、日米及び日加間の緊密な連携を一層強化するとともに施策目標は妥当であり、今後とも同目標を維持し、その達成に向けた施策を実施していく。

【測定指標】

1-1 共通の諸課題における日米・日加両政府間の協力関係の進展 *

「我が国の外交・安全保障の基軸である日米同盟を引き続き強化する。」との中期目標の達成に向けた各年度の目標は適切であったと考える。日米首脳間・外相間で累次にわたり一致してきており、世界の平和と安定のため、日米が手を携えて協力していくとともに、日米間で幅広い分野での協力を進め、日米同盟の強化に努める。特に、アジア太平洋地域における安全保障環境が厳しさを増す中、日米間の連携を一層強化していく。

「カナダとの間で二国間及び国際社会における重層的な連携をより一層強化する。」との中期目標の達成に向けた各年度目標は適切であったと考える。普遍的価値を共有するインド太平洋地域のパートナー及びG7のメンバーであるカナダとの協力を推進することは、日本及び地域の安全保障を確保する上で極めて重要。今後とも、ハイレベルでの対話を戦略的に深化させ、日加次官級「2+2」対話、日加PM・MM協議(局長級)の実施を含む幅広い分野・レベルでの綿密な意思疎通等の取組を継続する。

1-2 日米・日加間の相互理解の進展

上記の施策の分析のとおり、平成29・30年度・令和元年度において更なる相互理解に向け着実に進展してきており、今後も米国及びカナダとの間で様々な層を対象に交流事業を継続していく。

1-3 日米二国間会談数(首脳・外相レベル)(電話会談含む)

日米政府間での共通の諸課題に関する緊密な協議をハイレベルで維持することは重要であり、効果的な働きかけを行う上でも、日米間の首脳・外相を始めとする高いレベルで頻繁な意見交換を継続する。

1-4 日加二国間会談数(首脳・外相レベル)(電話会談含む)

日加政府間での共通の諸課題に関する緊密な協議をハイレベルで維持することは重要であり、日加

の首脳・外相を始めとする高いレベルで緊密な意見交換を適時・適切に継続する。

1-5 米国における対日世論調査の結果(日本を友邦として信頼できると肯定的に回答した割合)

本指標の結果は、幅広い層における日米間の相互理解の程度を一定程度反映したものである。重層的な日米・日加の交流・対話を推進し、幅広い層における日米・日加間の相互理解をより一層高いレベルに引き上げるため、今後とも過去の実績に基づいた適切な目標を設定し、同目標達成に向けた取組を継続する。

作成にあたって使用した資料その他の情報

・外務省ホームページ

アメリカ合衆国

(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/index.html>)

トランプ米国大統領の訪日 (令和元年5月25日～28日) (令和元年5月28日)

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/na/na1/us/page3_002758.html)

トランプ米国大統領の訪日 (平成29年11月5日～7日) (平成29年11月6日)

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/na/na1/us/page3_002285.html)

北米地域との交流 カケハシ・プロジェクト

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/page25_000243.html)

カナダ

(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/canada/index.html>)

海外における対日世論調査

(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/culture/pr/yoron.html>)

・平成30年版外交青書 (外交青書2018)、令和元年版外交青書 (外交青書2019)、令和2年版外交青書 (外交青書2020)

第2章第2節 北米

個別分野 2 北米諸国との経済分野での協力推進

施策の概要

1 米国

- (1) 日米首脳会談・外相会談等を通じて日米経済関係を強化する。
- (2) 日米経済対話を始めとした日米間の各種経済対話を通じて貿易・投資の促進に向け取り組む。
- (3) 個別経済問題に対処する。

2 カナダ

- (1) 日加首脳会談・外相会談等を通じて日加経済関係を強化する。
- (2) 日加次官級経済協議、各種対話、民間対話等を通じて、貿易投資関係一般及び地球規模課題を含む主要分野における関係強化を図る。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・第196回国会外交演説（平成30年1月22日）
- ・第198回国会施政方針演説（平成31年1月28日）
- 五 戦後日本外交の総決算（公正な経済ルールづくり）

測定指標 2-1 米国との経済分野での協調の深化 *

中期目標（一年度）

- 1 日米両国が地域に広がる高い基準の貿易投資ルール作りを主導し、第三国の不公正な貿易慣行に対するエンフォースメントに係る協力を進め、地域、ひいては世界における開発及び投資に関する支援の面で力強くリードしていくため、日米首脳会談・外相会談、日米経済対話等を通じて議論を進める。
- 2 日米双方の利益となるように、日米間の貿易・投資を更に拡大させ、公正なルールに基づく自由で開かれたインド太平洋地域の経済発展を実現すべく、日米物品貿易協定交渉を進める。
- 3 「グラスルーツからの日米関係強化に関する政府タスクフォース」において取りまとめられた行動計画を基に、官民を挙げてオールジャパンで草の根レベルの日米経済関係強化に取り組み、重層的な日米関係を更に発展させる。

平成29年度目標

日米経済関係を更に大きく飛躍させるとともに、アジア太平洋地域ひいては世界の経済成長を力強くリードしていくため、以下を実施する。

- 1 麻生副総理・ペンス米副大統領の下で実施される日米経済対話において、貿易及び投資のルール／課題に関する共通戦略、経済及び構造政策分野での協力、並びに分野別協力の3つの柱に沿って議論を進める。
 - (1) 貿易及び投資のルール／課題に関する共通戦略では、日米二国間で高い貿易及び投資に関する基準を構築し、アジア太平洋地域に自由で公正な貿易ルールを広げる。
 - (2) 経済及び構造政策分野では、G7で合意した「3本の矢のアプローチ」を日米で積極的に活用し、世界経済の力強い成長を主導していくための議論を行う。
 - (3) 分野別協力では、インフラ、エネルギー分野のほか、女性の経済分野でのエンパワーメント等の分野での協力について議論を進める。
- 2 「グラスルーツからの日米関係強化に関する政府タスクフォース」において取りまとめられた行動計画に基づいて、日本企業が複数進出している地域を総領事館が中心となって回る「地方キャラバン」等のモデルプロジェクトを全米各地で実施する。

施策の進捗状況・実績

1 日米経済対話

麻生副総理及びペンス副大統領の下、4月の初回会合においては、3つの柱（貿易及び投資のルール／課題に関する共通戦略、経済及び構造政策分野、分野別協力）に沿って議論を進めていくことで一致し、10月の第2回会合においては、アジア太平洋地域における安全保障環境が厳しさを増す中、戦略的にも極めて重要な日米経済関係を更に深化させるため、今後も建設的な議論を進めていくことの重要性を共有し、両会合において日米共同プレスリリースを発表した。また、11月の日米首脳会談等の様々な機会において、同対話の重要性を確認した。

- (1) 貿易及び投資のルール／課題に関する共通戦略

ア 日米経済対話初回会合（4月）：日米両国が、この柱において、高い貿易及び投資に関する基準についての二国間枠組み、地域及び世界の貿易環境における日米両国の貿易及び投資イニシアティブの視座、及び第三国に関する懸念への対処について取り上げることで一致した。

イ 日米経済対話第2回会合（10月）：日本産の柿及びアイダホ産ばれいしょに対する制限が解除されたこと、日本がその輸入自動車特別取扱制度（PHP）の下で認証される米国産自動車輸出のための騒音及び排出ガス試験に関する手続を合理化すること、日本が地理的表示（GI）制度について国内の法及び手続に基づいて透明性及び公平性を確保すること、ライフサイエンス・イノベーションに関する償還政策について透明性を引き続き確保すること、を確認した。

また、不公正な貿易慣行に対する効果的なエンフォースメント強化や、高い貿易投資基準の推進等に関する専門家レベルの議論が進んでいることを確認した。

ウ 日米首脳会談（11月）：両首脳は、日米経済対話第2回会合において、麻生副総理及びペンス副大統領が二国間の経済、貿易及び投資関係強化の重要性を確認したことを歓迎し、日米両国が、地域に広がる高い基準の貿易投資ルール作りを主導し、第三国の不公正な貿易慣行に対する法執行に係る協力を進め、地域、ひいては世界における開発及び投資に関する支援の面で力強くリードしていく考えであることで一致した。加えて、両首脳は、日米経済関係を更に強化するために、貿易・投資分野において、次のとおり取り組むことを確認した。自動車分野に関し、二国間で、また、必要に応じて、自動車基準調和世界フォーラム（WP29）を含む国際的フォーラムにおいて、基準と、規制に関する良い慣行の促進において協力を強化すること。加えて、米国安全基準のうち日本より緩やかでないとした項目については日本の基準を満たすものとみなすとともに、輸入自動車特別取扱制度下での輸入車に政府の財政的インセンティブの同等の機会を提供すること。ライフサイエンス・イノベーションに関し、日本側は、中央社会保険医療協議会における業界団体の意見陳述時間を延長する等国内手続において透明性を高めること。米側は、蒸留酒の容器容量に係る規制を改正することを検討していること。

（2）経済及び構造政策分野

ア 日米経済対話初回会合（4月）：日米両国は、この柱において、G7による3本の矢のアプローチ（相互補完的な財政、金融及び構造政策）の積極的活用、グローバルな経済及び金融の進展及び課題に関する協力、及び地域におけるマクロ経済及び金融課題に関する協力について取り上げることで一致した。

イ 日米経済対話第2回会合（10月）：日米双方は、G7で確認された三本の矢のアプローチ（相互補完的な財政、金融及び構造政策）の積極的活用を再確認した。日米両国は、金融規制制度は、安全性及び健全性に係る高い水準を維持し、金融システムに関する国民への説明責任を確保しつつ、規制によるコスト及び負担を削減するよう調整されるべきであるとの認識を共有した。また、国際開発金融機関の主要なステークホルダーとして、日米両国は、最も高い国際基準及び債務持続可能性との整合性を保ちつつ、持続可能かつ包摂的な開発を推進すべく緊密に連携していくことを確認した。

（3）分野別協力

ア 日米経済対話初回会合（4月）：麻生副総理から、高速鉄道等のインフラ整備、エネルギー、経済分野での女性のエンパワーメント等の分野での協力を通じ、日米経済関係を深化させる旨発言し、また、両国は商取引の向上が両国において相互の経済的利益及び雇用創出を促進する具体的な分野を議論した。

イ 日米経済対話第2回会合（10月）：日米両国は、インド太平洋地域におけるインフラ・プロジェクトは、市場競争、透明性、責任ある資金調達、開かれ、公平な市場アクセス並びにグッド・ガバナンスの高い基準と整合的であるべきことを確認した。また、同日、インフラ整備、資金調達、メンテナンス及び高度道路交通システムを含む交通分野の協力強化のための協力覚書に関する協定を妥結した。

ウ 日米首脳会談（11月）：両首脳は、日米経済対話の枠組みの中で、「日米戦略エネルギーパートナーシップ」を進めていくとの認識で一致した。また、新興市場における開発を支援するため、エネルギー、インフラその他の重要な分野における投資機会に関し協力するとのコミットメントを強調し、第三国のインフラ整備を共同で進めるための関連機関の連携で一致した。さらに、日本企業から米国への投資が高い水準で推移していることを歓迎し、日米双方向で投資を促進していくことで一致した。両首脳は、保健分野及び高齢者の住まいに関する分野における協力覚書の署名に留意したほか、宇宙探査、保健、「エイジング・イン・プレイス」等の分野における更なる協力を推進していくとの認識で一致した。

2 「グラスルーツからの日米関係強化に関する政府タスクフォース」とモデルプロジェクトの実施

ア 4月、米国の州・地方レベルにおける日米関係の重要性に関する認識を深め、ひいては連邦レ

ベルにおける対日政策形成プロセスにも望ましい影響を与えていくことを目的として、萩生田内閣官房副長官を議長として、外務省を含む関係省庁間でタスクフォースが立ち上げられた。第1回会合（4月）では、官民を挙げた州・地方レベルにおける取組の具体的方策について検討していくことを確認した。

イ 第2回会合（6月）においては、日本経済団体連合会（経団連）から日米関係強化に関する活動につき報告が行われたほか、財務省、経済産業省、日本貿易振興機構（JETRO）等と地方レベルにおける取組強化の方途につき議論を行い、最終会合となる第3回会合（7月）において、2回の会議を踏まえ、米国の一般国民にも行き届く草の根レベルでの取組を打ち出していくことの重要性や各地各様の取組の必要性を始めとして、地域の特徴に応じた「テイラー・メイド」のアプローチ、また、訴求対象の日本への関心度に応じたきめ細やかなアプローチをとるべきことなどを含めた行動計画を取りまとめた。また、同会合において、グラスルーツにおける取組は、オールジャパンで進めていくものであると改めて強調され、11月の日米首脳会談においては、両首脳間で、米国各地における草の根レベルの交流や情報発信を更に強化していくことで一致した。

ウ さらに、12月には、西村内閣官房副長官を議長とし、タスクフォースのフォローアップ会合が開催され、第3回会合で取りまとめられた「行動計画」を踏まえて実施された具体的な取組（計108件（平成29年3月～12月））について各省から報告があった。今後も、各省庁、機関で連携しつつグラスルーツにおける重層的な取組を行っていくことが確認された。

エ これらタスクフォースの実施と並行して、「地方キャラバン」を始めとしたモデルプロジェクトを米国各地で実施した。9月から11月にかけて、4回にわたってイリノイ州やインディアナ州の各地において視察やイベントを行うことにより、日本の地域への貢献や投資の潜在性をアピールしたほか、現地団体との連携を通じたビジネスセミナーの開催等、在米公館を中心に草の根事業を実施した。

平成30年度目標

日米経済関係を更に大きく飛躍させるとともに、アジア太平洋地域ひいては世界の経済成長を力強くリードしていくため、以下を実施する。

- 1 麻生副総理・ペンス米副大統領の下で実施される日米経済対話において、貿易及び投資のルール／課題に関する共通戦略、経済及び構造政策分野での協力、並びに分野別協力の3つの柱に沿って議論を進め、第3回会合以降の対話を確実に実施していく。
 - (1) 貿易及び投資のルール／課題に関する共通戦略では、日米二国間で高い貿易及び投資に関する基準を構築し、アジア太平洋地域に自由で公正な貿易ルールを広げる。
 - (2) 経済及び構造政策分野では、G7で合意した「3本の矢のアプローチ」を日米で積極的に活用し、世界経済の力強い成長を主導していくための議論を行う。
 - (3) 分野別協力では、インフラ、エネルギー等の分野での協力について議論を進める。
- 2 平成30年4月の日米首脳会談で開始に合意した、茂木経済再生担当大臣・ライトハイザー米通商代表の下の「自由で公正かつ相互的な貿易取引のための協議」において、日米双方の利益となるように、日米間の貿易・投資を更に拡大させ、公正なルールに基づく自由で開かれたインド太平洋地域における経済発展を実現するための議論を行う。
- 3 「グラスルーツからの日米関係強化に関する政府タスクフォース」において取りまとめられた行動計画に基づいて、日本企業が複数進出している地域を回る「地方キャラバン」や地元有力者を招待した在外公館主催複合的日本紹介イベント等、地域の特徴や訴求対象の日本への関心度等に応じた各地各様の更なる事業を実施していく。

施策の進捗状況・実績

1 日米経済対話

日米経済対話については、平成30年度は麻生副総理とペンス副大統領による会合は開催されなかったものの、日米経済対話の基にある「経済及び構造政策分野」及び「分野別協力」の柱について、それぞれ作業部会を開催するなど、事務レベルでの議論を行った。

11月に訪日したペンス副大統領が、安倍総理大臣を表敬し、日米間の貿易・投資を更に拡大させる観点から意見交換を行った。麻生副総理との会談では、経済・地域情勢について意見交換が行われ、「自由で開かれたインド太平洋」というビジョンを実現するべく経済面での日米協力を進めていくことの重要性を確認し、日米経済対話についても、今後、双方にとって適切な時期に次回会合の開催を調整していくことで一致した。さらに、ペンス副大統領の訪日の機会を捉え、日米両政府は、「エネルギー・インフラ・デジタル連結性協力を通じた「自由で開かれたインド太平洋」の促進に関する日米共同声明」を発出した。

2 自由で公正かつ相互的な貿易取引のための協議 (FFR)

8月に茂木経済再生担当大臣・ライトハイザー通商代表の下でFFR第1回会合が行われた。生産的な議論が行われ、日米両国は、自由で開かれた経済発展を実現するために、双方の利益となるように、日米間の貿易を更に拡大させること、国際経済問題での日米協力を一層進めることの重要性を認識した。また、これまでの貿易・投資についての関心やお互いの意見を率直に交換し、双方の基本的考え方、立場及び共通認識についての理解を深めた。その上で、双方とも、それぞれの立場の相違を埋め、日米の貿易を促進させるための方策を探究すること及び共通認識に基づき協力分野を拡大していくことで一致した。

3 日米貿易交渉

9月25・26日にFFR第2回会合を開催し、同会合の議論を受け、9月26日、ニューヨークで行われた日米首脳会談において、両首脳は、日米両国の経済的な結びつきをより強固なものとするのが、日米の貿易を安定的に拡大させるとともに、自由で開かれた国際経済の発展につながるの考えの下、日米物品貿易協定について交渉を開始することに合意し、共同声明を発出した。共同声明においては、日本としては農林水産品について、過去の経済連携協定で約束した市場アクセスの譲許内容が最大限であることが明記され、協議が行われている間、日本の自動車及び部品に対して、1962年米国通商拡大法第232条に基づく追加関税が課されないこと、同じく第232条に基づく鉄鋼及びアルミニウムに対する追加関税について早期の解決に努めることが首脳間で確認された。また、日米双方の利益となるように、日米間の貿易・投資を更に拡大させ、公正なルールに基づく自由で開かれたインド太平洋地域の経済発展を実現していくことで一致した。さらに、11月30日、G20サミットの際に行われた日米首脳会談においても、両首脳は、9月の日米共同声明に従い、日米双方の利益となるように、日米間の貿易・投資を更に拡大させ、公正なルールに基づく自由で開かれたインド太平洋地域の経済発展を実現していくことを再確認した。

4 「グラスルーツからの日米関係強化に関する政府タスクフォース」に基づく取組

在外公館のみならず、関連機関、在米日本企業や経済団体などとも連携し、米国の一般市民にわかりやすく訴えかける活動を継続した。

(1) フォローアップ会合

6月に西村内閣官房副長官の下で開催された第2回フォローアップ会合においては、平成29年度に実施された計221件、延べ77万人が参加した取組の総括及び、今後の取組の強化に向けた方向性について議論した。

(2) 地方キャラバン

日本企業が複数進出している地域を回る「地方キャラバン」が、6月にジョージア州サバンナ市において、また、7月中にインディアナ州シーモア市やシャンバーグ村等の複数の都市で実施された。地方都市の要人やビジネス関係者に対し、地元の日系企業の活躍及び地域コミュニティとの良好な関係について理解を深めてもらうことができた。地元メディアによる注目も高く、地元紙等で大きく取り上げられる等、日米経済関係の重要性を強調することができた。

(3) 地方メディアでの発信強化

在ナッシュビル総領事館管轄地域において、日系企業の米国経済への貢献をPRするためのCMを11月～平成31年2月にケンタッキー州のローカルテレビ局にて放映した。日系企業で働く米国従業員の姿を描き、併せて日系企業の米国における投資額や雇用数といった貢献を数字によって示すとともに、地元コミュニティへの貢献も発信することができた。

(4) 在外公館主催複合的日本紹介イベント

地元有力者等を招待した在外公館主催複合的日本紹介イベントをコロラド州やフロリダ州などの複数都市で開催した。在外公館主催のビジネスフォーラムでは日本と各州との経済関係の理解促進と日系企業の貢献をアピールする機会となった。また、集客力のある現地フェスティバルとの相互協力を行った。

令和元年度目標

日米経済関係を更に大きく飛躍させるとともに、アジア太平洋地域ひいては世界の経済成長を力強くリードしていくため、以下を実施する。

- 1 茂木経済再生担当大臣とライトハイザー通商代表との間で行われる日米物品貿易協定について、平成30年9月の日米共同声明に従い、交渉を進める。
- 2 麻生副総理・ペンス副大統領の下で実施される日米経済対話において、インフラ、エネルギー、デジタルを含む分野を中心に議論を進める。
- 3 「グラスルーツからの日米関係強化に関する政府タスクフォース」において取りまとめられた行動計画に基づいて、日本企業が複数進出している地域を総領事館が中心となって回る「地方キャラ

バン」や地元有力者を招待した在外公館主催複合的日本紹介イベント等、地域の特徴や訴求対象の日本への関心等に応じた各地各様の更なる事業を実施していく。

施策の進捗状況・実績

1 日米貿易協定・日米デジタル貿易協定

平成 30 年 9 月の日米共同声明を踏まえ、4 月以降、5 か月間で 8 回にわたり、茂木内閣府特命担当大臣（経済再生担当）／外務大臣とライトハイザー米国通商代表による閣僚協議が行われた。8 月 25 日にビアリッツ（フランス）にて行われた日米首脳会談では、両首脳は、日米貿易交渉について、前年 9 月 26 日の日米共同声明に沿って、茂木大臣とライトハイザー通商代表との交渉により、農産品、工業品の主要項目について意見の一致を見たことを確認し、9 月末の協定の署名を目指して、残された作業を加速させることで一致した。9 月 25 日にニューヨークにて行われた日米首脳会談では、日米貿易協定及び日米デジタル貿易協定が最終合意に達したことを確認し、日米共同声明を発出した。同共同声明においては、自動車・自動車部品への米通商拡大法 232 条に基づく追加関税について、日米貿易協定が「誠実に履行されている間、両協定及び本共同声明の精神に反する行動を取らない」旨を明記し、これが日本の自動車・自動車部品に対し追加関税を課さないという趣旨であることは、首脳会談で、安倍総理大臣からトランプ大統領に明確に確認した。10 月 7 日（米国時間）に、米国ホワイトハウスにおいて、両協定の署名が行われた。この後、12 月 10 日に、ワシントン DC において、日米貿易協定・日米デジタル貿易協定の効力発生のための日米間の書面での相互通告が完了し、国会での承認を経て令和 2 年 1 月 1 日に両協定が発効した。

2 「自由で開かれたインド太平洋」の維持・推進に向けた協力

日米経済対話については、令和元年度は麻生副総理とペンス副大統領による会合は開催されなかったものの、インフラ、エネルギー、デジタルを含む分野につき、事務レベルでの議論が進展した。平成 30 年 11 月のペンス米国副大統領の訪日時に日米両政府で発出した「エネルギー・インフラ・デジタル連結性協力を通じた自由で開かれたインド太平洋の促進に関する日米共同声明」に続いて、令和元年 5 月の日米首脳会談においては、両首脳は、エネルギー、デジタル及びインフラ分野を含め、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた日米協力が着実に進展していることを歓迎し、3 分野における最近の日米協力をハイライトする形でファクトシートを公表した。両首脳は今後とも、日米で手を携え、この日米共通のビジョンの実現に向けた協力を力強く推進していくとの意思を再確認し、その後の具体的協力につなげた。

インフラ分野に関する具体的な進展としては、国際協力機構（JICA）、国際協力銀行（JBIC）、日本貿易保険（NEXI）が、米国国際開発金融公社（DFC）（旧：米国海外民間投資公社（OPIC））と締結した協力覚書に基づく日米協力案件の形成に向けて取組を進めた。このほか、4 月に、日米豪インフラ協力にかかる合同ミッションをパプアニューギニアに派遣した。さらに、6 月の G20 大阪サミットにおいて、「質の高いインフラ投資に関する G20 原則」が承認されたことを受け、本原則を普及・定着させるべく、日米で協力を進めている。

エネルギー分野に関しては、日米戦略エネルギーパートナーシップ（JUSEP）会合を令和元年度に 3 回開催した。8 月には第 7 回アフリカ開発会議（TICAD 7）において、サブサハラ・アフリカにおける日米エネルギー協力拡大のため、協力覚書の署名を行った。また、同月、日米メコン電力パートナーシップ（JUMPP）の枠組みが立ち上げられ、メコン地域における日米エネルギー協力の具体化に向けた議論が進められた。

デジタル分野に関しては、日米戦略デジタル・エコノミーパートナーシップ（JUSDEP）作業部会を令和元年度に 3 回開催した。11 月には、「インド太平洋地域におけるスマートシティの開発の推進に関する日米共同声明」を公表し、スマートシティ分野において日米協力を推進していくことを確認した。本共同声明に基づき、令和 2 年 1 月には、第 1 回日米スマートシティ・ワークショップを開催し、インド太平洋諸国に対し、日米のスマートシティに関する取組を紹介した。

3 「グラスルーツからの日米関係強化に関する政府タスクフォース」に基づく取組

在外公館のみならず、関連機関、在米日本企業や経済団体などとも連携し、米国の一般市民や地方政府等に対し、日本の様々な側面についてわかりやすく紹介・説明することで対日理解促進に努めた。6 月には、西村内閣官房副長官の下で第 3 回フォローアップ会合が開催され、平成 30 年度に実施された計 337 件、延べ 110 万人以上が参加した取組の総括及び、今後の取組の強化に向けた方向性について議論を行った。日本企業が複数進出している地域を回る「地方キャラバン」については、7 月にアイオワ州、8 月にはウィスコンシン州等の複数の都市で実施した。また、地方メディアでの発信強化については、メイン州、ワイオミング州、ノースダコタ州等のこれまで取組が行き届いていなかった地域にて、平成 31 年 2 月に開催された全米知事会の日本大使館主催レセプションの様子を用いた日米の良好な関係をアピールするための CM を、令和 2 年 1～2 月にローカル

テレビ局や Web 広告として放映した。さらに、地元有力者等を招待した在外公館主催複合的日本紹介イベントをアイダホ州やコロラド州などの複数都市で開催した。

平成 29・30・令和元年度目標の達成状況： s

測定指標 2-2 カナダとの経済分野での協調の深化

中期目標（--年度）

貿易投資の促進、ビジネス・観光を含む交流の促進、地球規模課題での連携を通じて二国間経済関係を更に深化させる。

平成 29 年度目標

- 1 平成 30 年はカナダが G 7 議長国を務めることもあり、首脳・閣僚等のハイレベルでの交流を一層促進し、「日加協力新時代」を切り開くための協力を深化させる。
- 2 日加次官級経済協議等の枠組みを通じ、重点 5 分野（インフラ、エネルギー、科学技術協力、ビジネス環境改善・投資促進、観光・青少年交流）を中心に幅広い協力を強化する。
- 3 NAFTA 再交渉等、日本企業のビジネス環境に大きな影響を与え得る政策問題について日本企業の意見を取り入れるよう働きかける。また、官が民の取組を積極的に支援するとの観点から、日加商工会議所協議会等の民間交流協力を通じ、官民連携を含む経済関係強化を進める。

施策の進捗状況・実績

- 1 安倍総理大臣とトルドー首相は、3 回の電話首脳会談（6 月、10 月、平成 30 年 3 月）、1 回の首脳会談（11 月）及び立ち話（5 月）を行う等、「日加協力新時代」の下、TPP 等を中心に経済分野に関しても、首脳間で密接に協議を行った。また、河野外務大臣は、9 月、フリーランド外相と会談を行い、二国間及び国際社会での協力を一層進めていくことを確認した。11 月の外相会談では、自由貿易の促進についても議論し、平成 30 年 1 月の外相会談では、平成 30 年にカナダが議長を務める G 7 外相・首脳会合についても意見交換を行った。なお、同年 3 月には、チリで開催された「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」（TPP11 協定）署名式において、カナダも TPP11 協定に署名し、本協定を迅速に発効させるために国内手続を完了する決意を表明した。これにより、日加間の経済連携協定が初めて成立することとなった。
- 2 11 月のダナン（ベトナム）での TPP 首脳会合をめぐるカナダの対応は、TPP 参加国との信頼関係を大きく損なうものであったとして、予定していた日加次官級経済協議を見送った。平成 30 年 3 月の TPP11 協定署名式を受け、適切な時期での開催を調整していく。
- 3 5 月に門司駐カナダ大使からシャンパーニュ国際貿易相に対し、北米自由貿易協定（NAFTA）再交渉及びビジネス環境に関する日系企業意見書を手交し、申入れを行った。これを踏まえて、平成 30 年 2 月の在カナダ公館長会議の際に、参加民間企業・機関（計 12 社）とシャンパーニュ国際貿易相との意見交換の場を初めて設け、NAFTA 再交渉等、日本企業のビジネス環境に大きな影響を与える政策問題について日本企業の意見を申し入れる機会を日本企業に提供することで適切な企業支援を実施した。
- 4 4 月に仙台で開催された第 3 回日加商工会議所協議会合同会合に、メインスピーカーとして門司駐カナダ大使ほか日本政府関係者が出席し、日加間の官民連携の強化に貢献した。

平成 30 年度目標

- 1 平成 30 年はカナダが G 7 議長国を務めることもあり、首脳・閣僚等のハイレベルでの交流を一層促進し、「日加協力新時代」を切り開くための協力を深化させる。
- 2 日加次官級経済協議等の枠組みを通じ、重点 5 分野（インフラ、エネルギー、科学技術協力、ビジネス環境改善・投資促進、及び観光・青少年交流）や官民連携強化を中心に幅広い協力を強化する。
- 3 北米自由貿易協定（NAFTA）再交渉等、日本企業のビジネス環境に大きな影響を与え得る政策問題について日本企業の意見を取り入れるよう引き続き働きかける。また、官が民の取組を積極的に支援するとの観点から、日加商工会議所協議会等の民間交流協力を通じ、官民連携を含む経済関係強化を進める。

施策の進捗状況・実績

- 1 (1) 安倍総理大臣とトルドー首相は、2 回の首脳会談（6 月、11 月）、3 回の電話首脳会談（5

月、10月、平成31年1月)を行う等、「日加協力新時代」の下、TPP11等を中心に経済分野に関しても首脳間で密接に協議を行った。6月、安倍総理大臣は、G7シャルルボワ・サミット出席のためカナダを訪問し、首脳会談では、日系自動車企業による対カナダ投資、人工知能等の革新技術分野での両国間の民間連携の推進等、日加関係が着実に強化されていることを歓迎するとともに、引き続き二国間関係を強化していくこと、さらに、TPP11協定について、双方で国内手続きを進め、早期に発効させることの重要性について一致した。11月にAPEC首脳会議(於:パプアニューギニア)の際に行われた首脳会談においては、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた具体的な協力を進めていくことで一致した。また、平成31年1月の電話首脳会談では、G20大阪サミットの成功に向け緊密に協力していくことで一致し、引き続き日加で協力してTPP11協定の着実な実施と拡大を目指し、自由で開かれた経済圏を構築していくことを確認した。

(2) 河野外務大臣は、フリーランド外相と2回の外相会談(4月、8月)及び1回の電話会談(6月)を行った。河野大臣は、4月にG7外相会合出席のためトロントを訪問し、9月には、モントリオールを訪問する等、平成30年度は相互往来が頻繁に行われ、外相会談では、TPP11協定、NAFTA再交渉及び米国通商拡大法第232条に基づく調査等の国際貿易に関する意見交換が行われた。

(3) カナダは平成30年3月に署名したTPP11協定を、10月29日に締結し、日加両国とも、TPP11協定発効に必要な最初の6締約国に入った。TPP11協定の12月30日の発効で日加間の経済連携協定が初めて成立した。

2 6月、第28回日加次官級経済協議(JEC)を東京で開催した。山崎外務審議官及びサージェント国際貿易次官が共同議長を務め、国際貿易に関する意見交換を行い、WTOを中心とするルールに基づく多国間貿易体制の強化、保護主義と闘っていくことで一致した。また、5つの優先協力分野(①インフラ、②エネルギー、③科学技術協力、④ビジネス環境の改善・投資促進、⑤観光・青少年交流)における進捗、及び今後の方向性について議論が行われ、平成30年のカナダG7議長国、令和元年の日本のG20議長国、日加外交関係樹立90周年を含む機会を通じて二国間協力を更に強化していくことで一致した。さらに、政府間の協議に続き、両国のビジネス団体及び企業関係者から意見を聴取するためのセッションを開催し、クリーン技術、インフラ及び製造業、イノベーション等の部門におけるグッドプラクティスと課題の共有・意見交換が行われ、幅広い協力強化に向けた官民連携強化の取組の一つとなった。

3 平成31年2月、戦略的実務者招へいでハイダー・カナダビジネス評議会(BCC)会長が訪日した。同会長は、日本とカナダの経済関係強化に向け、我が国の経済団体や企業などを訪問し、講演や意見交換を行うことで、更なる日加間の官民連携を推進した。また、NAFTA再交渉など日系進出企業のビジネス環境に影響を与え得る政策問題について、日系企業の意見を踏まえ、加側関係者と接触する様々な機会を通じて、加側に働きかけを行ったほか、11月にオンタリオ州政府と日系企業関係者との意見交換会、平成31年1月にカナダ政府と日系企業関係者とのラウンドテーブル等を開催した。

令和元年度目標

- 1 WTOを含む様々な国際フォーラムを通じ、自由貿易体制の強化のための協力を強化していく。
- 2 日加次官級経済協議等の枠組みを通じ、重点5分野(インフラ、エネルギー、科学技術協力、ビジネス環境改善・投資促進、及び観光・青少年交流)や官民連携強化を中心に幅広い協力を強化する。TPP11協定の発効を受け、二国間経済関係を一層強化していく。
- 3 北米自由貿易協定(NAFTA)再交渉により発足した米国・メキシコ・カナダ協定(USMCA)については、批准に向けた動向や日系企業に与える影響等について注視しつつ、カナダ政府に対する働きかけや日系企業に対する情報提供を通じ、ビジネス環境の向上に努める。

施策の進捗状況・実績

1 (1) 安倍総理大臣とトルドー首相は、2回の首脳会談(4月及び8月)、1回の電話首脳会談(令和2年1月)を行なう等、G20大阪サミットに向けた協力やTPP11の活用等を中心に経済分野に関しても首脳間で密接に協議を行った。4月、安倍総理大臣はオタワを訪問し、トルドー首相とG20大阪サミットの成功に向けた協力やTPP11の着実な実施・拡大に向けた連携について議論するとともに、「自由で開かれたインド太平洋」ビジョンの下で、日加の戦略的パートナーシップ強化で一致した。

(2) 河野外務大臣は、フリーランド外相と3回の外相会談(4月、6月及び8月)を行い、「自由で開かれたインド太平洋」のビジョンに基づく取組やNAFTA再交渉等の国際貿易に関する意見交換を行った。

(3) 日加両国は、TPP11協定発効に必要な最初の6締約国であり、平成30年12月30日の発効を

受けて、両国各地において、政府関係者や経済団体等による TPP11 の活用についてのセミナー等を開催し、TPP11 の着実な実施に向けた民間企業への理解促進に努めた。

(4) 令和 2 年 1 月、若宮外務副大臣は、スイスのダボスで開催されたカナダ政府主催 WTO 少数国閣僚会合に出席するなど、オタワ少数国閣僚会合への関与を通じ、紛争解決制度の改革等自由貿易体制強化に向けて貢献した。

2 (1) 12 月、第 29 回日加次官級経済協議 (JEC) をトロントで開催した。日本側は金杉外務審議官が共同議長を務め、カナダ側はフリード・グローバル連携省顧問 (G20 シェルパ) が、不在のハナフォード・グローバル連携省国際貿易次官に代わって共同議長代理を務めた。JEC においては、WTO 改革や TPP11 の更なる活用と拡大を含め、最近の国際経済情勢のほか、5 つの優先協力分野 ((1) エネルギー、(2) インフラ、(3) 科学技術協力、(4) 観光・青年交流、及び (5) ビジネス環境の改善・投資促進) に関して議論し、共同報道発表を発出した。また、JETRO 及びカナダ投資庁から、最近の投資促進に向けた取組について発表を行い、両国のビジネス団体及び企業関係者も含め、グッドプラクティスと課題の共有・意見交換を行った。

(2) 4 月の安倍総理大臣によるオタワ訪問に際し、日加両首脳は、イノベーション促進のための日本貿易振興機構 (JETRO) とカナダ投資庁との間の協力覚書及び人工知能 (AI) 分野を中心とした共同研究促進のための日加の研究所間の覚書の署名に立ち会った。これらの覚書の署名以降、カナダ側 AI 関連企業によるスタートアップ企業支援プログラム参加、カナダ国立研究評議会 (NRC) の東京事務所開設等、科学技術やイノベーション分野での投資促進セミナーやビジネス・マッチング等が日加両国で実施された。

3 NAFTA 再交渉については、カナダ、米国、メキシコの三か国に進出している日系企業も多いことから、平成 30 年 11 月の USMCA への署名や令和元年 12 月の修正合意、カナダ議会における審議状況等について情報収集し、日系進出企業のビジネス環境に対する影響について、日系企業の意見を聴取しつつ、カナダ側に働きかけを行った。カナダからの企業関係者の訪日の機会を活用し、経団連や商工会議所と連携しつつ、二国間経済関係の強化に向けたセミナー等を開催した。また、令和 2 年 1 月にカナダ政府と日系企業関係者とのラウンドテーブル等を開催した。

平成 29・30・令和元年度目標の達成状況： b

評価結果(個別分野 2)

施策の分析

【測定指標 2-1 米国との経済分野での協調の深化 *】

1 日米貿易協定・日米デジタル貿易協定

令和 2 年 1 月 1 日に発効した日米貿易協定及び日米デジタル貿易協定は、日米双方の利益となる形での貿易・投資の更なる拡大及び、自由で公正なルールに基づく世界経済の発展にとって効果があった。

日米貿易協定により、世界の GDP の約 3 割を占める日米両国の二国間貿易が強力かつ安定的で互恵的な形で拡大するのみならず、既に発効している TPP11、日 EU・EPA を加えれば、世界経済の 6 割をカバーする自由な経済圏が日本を中心として誕生することとなり、これ自体で大きな成果となった。

本協定に至るまでの日米貿易交渉は、正に国益と国益がぶつかり合う非常に厳しい交渉となった。平成 31 年 4 月から交渉が本格化し、5 か月で 8 回にわたり閣僚会議を実施し、毎回相当長い時間の協議だったが、8 月 21 日から始まった閣僚協議は 3 日間にわたり、計 11 時間にも及んだ。結果として TPP11、日 EU・EPA が既に発効している中で、他国に劣後しない状況を早期に実現したいという米国の立場と、農林水産品については、過去の経済連携協定の内容が最大限とする日本の立場の中で、最終的な一致点を見いだすことができ、日米双方にとってウィン・ウィンでバランスの取れた協定となった。日本の農林水産品については、これまでの貿易交渉でも常に焦点となってきたコメは調製品も含め完全除外し、林産品、水産品、さらには TPP ワイド関税割当対象の 33 品目などについては全く譲許しておらず、全て過去の経済連携協定の範囲内に収まっている。また、米国にとっても、TPP11 等が既に発効している中で他国に劣後しない状況を実現するものとなった。工業品についても、日本企業の輸出関心が高く貿易量も多い品目を中心に早期の関税撤廃・削減が実現した。

また、自動車及び自動車部品については、単なる交渉の継続ではなく、更なる交渉による関税撤廃で合意しているほか、自動車への数量制限、輸出自主規制等の措置を排除した点でも大きな意義

があり、日米の貿易を安定的に発展させる内容となっている。

さらに、厳しい原産地規則など、グローバル・サプライチェーンを歪めるような措置を幅広く排除し、日本が主張する自由で公正な貿易体制を維持した点でも大きな意義がある。

このように、本協定により、我が国経済の更なる成長に寄与するのみならず、日本が自由貿易の旗手として、自由で、公正なルールに基づく世界経済の発展に向け一層主導的な役割を果たすこととなった。

また、日米デジタル貿易協定については、TPPの規定を強化、又はTPPにはない新たな要素を盛り込むなど、この分野における高い水準のルールを確立し、デジタル貿易のルール作りにおける先進国たる日米両国が引き続き主導的な役割を果たしていく基盤になるものである。本協定を梃子に「大阪トラック」の推進をはじめ、デジタル貿易に関する世界的なルール作りにおいて日本が主導的な役割を果たしてきている。（令和元年度：北米諸国との経済分野での協力推進（達成手段①））

2 「自由で開かれたインド太平洋」の維持・推進に向けた協力

「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた日米協力については、日米経済対話の3つの柱のうち、「分野別協力」の中に位置づけられ、インフラ、エネルギー、デジタルの各分野において、日米間の様々なレベルで議論が進められてきた。その結果、政府系機関の間の協力覚書の締結（JICA、JBIC、NEXI-DFC間）、日米豪インフラ協力にかかる合同ミッションのパプアニューギニアへの派遣（令和元年4月）などの具体的な案件が実現に至った。これに加え、日米戦略エネルギーパートナーシップ（JUSEP）会合（平成30年9月以来、計6回開催）、日米戦略デジタル・エコノミーパートナーシップ（JUSDEP）作業部会（平成31年3月以来、計4回開催）など、日米協力の具体化に向けた対話の枠組みを立ち上げ、日米間で「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた具体的な議論を進展させたことは、大きな成果としてあげられる。さらには、令和元年6月のG20大阪サミットにおいて、「質の高いインフラ投資に関するG20原則」が承認されたことに見られるように、国際会議等の場で、日米が主導して国際社会に力強いメッセージを発信した点も、「自由で開かれたインド太平洋」の維持・推進に大きく貢献するものとなった。（平成30・令和元年度：北米諸国との経済分野での協力推進（達成手段①））

3 「グラスルーツからの日米関係強化に関する政府タスクフォース」に基づく取組

平成29年に日本企業の雇用創出や日本の文化・伝統に対する理解の裾野を広げ、良き企業市民としての企業活動をさらに支援すべく立ち上げられた、「グラスルーツからの日米関係強化に関する政府タスクフォース（「各地各様のアプローチ」）」については、同年7月に開催された第3回会合にて取りまとめられた「行動計画」において、各地域の特徴や訴求対象の日本への関心度に応じた「テイラー・メイド」のアプローチの必要性が示され、その後、平成30年度及び令和元年度において、草の根レベルにおける重層的な日米経済関係強化において成果をあげたと評価できる。同行動計画に示された、日本企業が進出している地域への「地方キャラバン」の実施のほか、ローカルテレビ局などの地方メディアでの発信強化、地元有力者等を招待した在外公館主催複合的日本紹介イベントなどを通じて、地元の日系企業の地域への貢献や、ビジネス・経済・文化・教育、人材開発など様々な側面からの日本の正しい理解を効果的に発信・促進することができた。（平成30・令和元年度：グラスルーツからの日米経済強化プロジェクト（達成手段②））

【測定指標2-2 カナダとの経済分野での協調の深化】

1 首脳間での協議を緊密に実施したことで、日加間の経済分野における協力関係が深化するとともに自由貿易体制の強化という共通の価値観を確認し、強化のための協調に結び付ける効果があった。これら協議の結果の一つとして、平成30年3月には、「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」（TPP11協定）署名に至り、同年12月には、日加両国を含めた6か国が同協定を批准し、初の日加間の経済連携協定が成立したことは、二国間経済関係強化のために重要であり、自由貿易体制の重要性を各国に働きかける上でも有効であった。また、平成31年4月、「自由で開かれたインド太平洋」ビジョンの下で戦略的パートナーシップを強化することで一致し、カナダ側のアジア太平洋方面への関心が高まったことは、今後のインド太平洋地域における経済分野での日加間協力を前進させる布石となった。さらに、平成31年4月に、イノベーション促進に向けた日本貿易振興機構（JETRO）とカナダ投資庁との間の協力覚書及び人工知能（AI）分野を中心とした共同研究促進のための日加の研究所間の覚書の署名等が行われたことで、科学技術やイノベーション分野での投資促進セミナーやビジネス・マッチング等が日加両国で実施され、二国間経済関係の強化につながった。（平成29・30・令和元年度：北米諸国との経済分野での協力推進（達成手段①））

2 平成30年6月及び令和元年12月に開催された日加次官級経済協議では、優先協力分野における両国の協力強化を確認でき、グッドプラクティスの共有とともに、課題解決に向けた日加の関係当

局間の対話を促す効果があった。また、進出日本企業からの要望をカナダ当局に働きかけていく機会として有益だった。(平成30・令和元年度：北米諸国との経済分野での協力推進(達成手段①))

3 NAFTA再交渉の関連では、交渉過程、署名、修正合意等についての情報収集を行い、北米に進出している多くの日系企業の関心事項についてカナダ側に働きかけを行うことで、ビジネス環境改善に向けた官民の連携が強化された。(平成29・30・令和元年度：北米諸国との経済分野での協力推進(達成手段①))

次期目標等への反映の方向性

【施策(施策の必要性に関する分析を含む)】

日米経済関係は、安全保障、人的交流と並んで日米同盟を支える三要素の一つであり、引き続き日本の対米外交の主要な柱の一つである。世界第3位と第1位の経済大国である日米両国が経済分野において引き続き緊密に協力していくことは、日米両国の経済活性化のみならず、日米同盟の更なる強化や世界経済全体の発展のために不可欠である。こうした観点から、首脳会談や外相会談を始めとしたあらゆるレベルにおける議論を通じた、両国間の貿易の安定的な発展や、インフラ、エネルギー、デジタルを始めとする様々な分野における協力関係の推進、草の根のレベルでの取組等を通じた重層的な日米経済関係強化を引き続き推進していく必要がある。

日本とカナダは、基本的価値を共有するG7のメンバーであり、自由で開かれたインド太平洋のビジョンの下で、戦略的パートナーシップを強化していくことで一致している。これまで、政治、経済、安全保障、文化など幅広い分野で密接に協力してきたが、両国の補完的な貿易投資関係をさらに深化させ、また、イノベーションや先端技術といった分野でも連携を強化することにより、持続可能な経済成長を実現していく。また、カナダは、我が国にとって鉱物性燃料や農林水産品等の安定的な輸入先でもあり、経済安全保障の観点からも、一層の協力関係を促進する必要がある。

上記のとおり、日米及び日加の持続可能な経済成長に資する各種の政策分野での協調を推進すると、施策目標は妥当であり、今後とも同目標を維持し、その達成に向けた施策を実施していく。

【測定指標】

2-1 米国との経済分野での協調の深化 *

1 閣僚間を始め様々なレベルにおいて協議を行った結果、令和2年1月1日の日米貿易協定及び日米デジタル貿易協定発効などの具体的成果もあげることができ、二国間貿易は強力かつ安定的で互恵的な形で拡大した。今後も引き続き、あらゆるレベルにおける対話等を通じ、両国間の経済関係を安定的に発展させていく。

「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた経済面の日米協力推進については、インフラ、エネルギー、デジタルの各分野において、協力覚書やパートナーシップ等、日米協力を推進する枠組みが構築されたため、今後は、同枠組みに基づき、各分野における更なる具体的な日米協力案件の形成に向けて議論を進める。

2 草の根レベルにおける日米経済関係強化については、「グラスルーツからの日米関係強化に関する政府タスクフォース」において示された「行動計画」に基づき、これまで、関係省庁・機関を挙げて実施された全米各地の数多くの事業を通じて、米国における日本の理解が一層深まった。今後は、引き続き、着実に予算と体制を確保し、在米国大使館及び各総領事館における各地各様の取組を通じて、他省庁・機関とも連携しつつ、それぞれが相乗効果を生む形で、重層的に取組を展開していく。

2-2 カナダとの経済分野での協調の深化

共に基本的価値を共有する先進経済国である日加が幅広い分野での協力・連帯を深化することが重要であり、その観点から、ハイレベルでの二国間対話の実施を通じた自由貿易体制の強化、ビジネス分野、エネルギー分野及び科学技術分野といった個別分野での協力促進を通じて二国間経済関係を強化することは重要であり、今後とも日加経済関係の強化に向け、以下の政策を実施していく。

(1) 自由貿易体制の強化、自由で開かれたインド太平洋のビジョンの下の戦略的パートナーシップ強化に向け、引き続き、あらゆるレベルでの対話を行うことで、日加間の経済分野での協調を深化させる。

(2) 日加次官級経済協議等の枠組みを通じ、重点5分野(インフラ、エネルギー、科学技術協力、ビジネス環境改善・投資促進、及び観光・青少年交流)を中心に幅広い協力を強化するとともに、グッドプラクティス及び課題の共有を行う。

(3) ビジネス環境の改善に向けた必要な措置を採るためにも、官民連携を含む経済関係強化を進める。

作成にあたって使用した資料その他の情報

- ・外務省ホームページ
日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定（令和元年12月18日）
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/et/page23_002886_00001.html)
日米共同声明（平成30年9月26日 日米首脳会談）
(<https://www.mofa.go.jp/files/000402972.pdf>)
日米共同声明（令和元年9月25日 日米首脳会談）
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000520820.pdf>)
エネルギー・インフラ・デジタル連結性協力を通じた自由で開かれたインド太平洋の促進に関する日米共同声明（平成30年11月 ペンス米国副大統領の訪日）
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000418501.pdf>)
ファクトシート：「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けたエネルギー・デジタル・インフラ分野における最近の日米の取組（令和元年5月27日 日米首脳会談）
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000482894.pdf>)
質の高いインフラ 分野をめぐる国際潮流
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/bunya/infrastructure/index.html>)
経済面での日加対話 日本・カナダ次官級経済協議
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/canada/keizaitaiwa.html>)
- ・経済産業省資源エネルギー庁ホームページ
日米戦略エネルギーパートナーシップ（JUSEP）
(<https://www.enecho.meti.go.jp/category/others/jusep/>)
- ・総務省ホームページ
インド太平洋地域におけるスマートシティの開発の推進に関する日米共同声明の発出（令和元年11月7日）
(https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01tsushin08_02000110.html)
- ・官邸ホームページ
グラスルーツからの日米関係強化に関する政府タスクフォース（各地各様のアプローチ）
(<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/grassrootsTF/>)

個別分野3 米国との安全保障分野での協力推進

施策の概要

- 1 安全保障分野に関する日米間の緊密な協議を実施する。
- 2 在日米軍再編等の着実な実施を推進する。
- 3 日米地位協定についての取組を行う。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 第198回国会施政方針演説（平成31年1月28日）
- ・ 第198回国会外交演説（平成31年1月28日）

測定指標3-1 日米安保体制の信頼性の向上のための施策の推進 *

中期目標（一年度）

日米間で緊密に協議し、日米安保体制の信頼性をより一層向上させる。

平成29年度目標

- 1 平成29年2月の日米首脳会談などを通じて確認された強固な日米関係の上に立ち、新ガイドライン及び平和安全法制の下で、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化させる。
- 2 弾道ミサイル防衛、サイバー、宇宙、海洋安全保障等幅広い分野において日米安全保障協力の強化を着実に進展させ、日米安保体制の信頼性をより一層向上させる。

施策の進捗状況・実績

日米両国は、11月の日米首脳会談及び8月の日米安全保障協議委員会（「2+2」）等を通じて確認された強固な日米関係の上に立ち、ガイドライン及び平和安全法制の下で、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化している。こうした取組の中で日米両国は、弾道ミサイル防衛、サイバー、宇宙、海洋安全保障などの幅広い分野における協力を拡大・強化している。

- 1 平成27年4月の日米安全保障協議委員会（「2+2」）において公表したガイドラインは、日米両国の防衛協力について、一般的な大枠及び政策的な方向性を見直し、更新したものであり、同ガイドラインの下で設置された同盟調整メカニズム（ACM）を通じて、日米両国は緊密な情報共有及び共通情勢認識の構築を行い、平時から緊急事態まで「切れ目のない」対応を実施してきている。8月に開催された「2+2」において4閣僚は、両国の各々の役割、任務及び能力の見直しを通じたものを含め、同盟の更なる強化のための方策の特定を進めていくことで一致するとともに、米国の核戦力を含むあらゆる種類の能力を通じた日本の安全に対する同盟のコミットメントを再確認した。「2+2」を通じ、平成29年2月の首脳会談の成果をフォローアップするとともに、トランプ政権との間でも日米同盟の抑止力・対処力を一層強化していく方向性が確認され、安全保障・防衛協力分野における日米間協力の土台をより強固なものとした。その結果を踏まえ、下記2のとおり、同分野における様々な具体的な日米間協力を更に発展させた。
- 2 (1) 弾道ミサイルについては、日本は、平成18年以降実施している能力向上型迎撃ミサイル（SM-3ブロックII A）の日米共同開発及び共同生産の着実な実施を始め、米国との協力を継続的に行いつつ、陸上配備型イージス・システム（イージス・アショア）の導入を決定するなど、BMDシステムの着実な整備に努めて、いかなる事態においても北朝鮮による弾道ミサイルの脅威から国民の生命・財産を守るべく、万全の態勢をとっている。
(2) サイバーについては、7月に第5回日米サイバー対話を東京にて開催した。日米両国の政府全体の取組の必要性を踏まえ、平成28年7月に開催された第4回対話のフォローアップを行うとともに、日米双方の関係者が、情勢認識、両国における取組、国際社会における協力、能力構築支援等サイバーに関する幅広い日米協力について議論を行い、対話の後、共同プレスリリースを発出した。
(3) 宇宙については、日米両国は、宇宙に関する幅広い協力の在り方について議論を行った。日米両国は、宇宙状況監視（SSA）情報などの相互提供、宇宙アセットの抗たん性（不測の事態においても宇宙システムが必要な機能を維持できること）の確保のための取組等、宇宙の安全保障分野での協力を引き続き進めていく。
(4) 海洋安全保障については、日米両国は、ASEAN 地域フォーラム（ARF）や東アジア首脳会議（EAS）などの場で、海洋をめぐる問題を国際法にのっとり解決することの重要性を訴えた。平成27年4月に公表した新ガイドラインにおいても、日米両国は、航行の自由を含む国際法に

基づく海洋秩序を維持するための措置に関し、相互に緊密に協力するとしているほか、平成 29 年 2 月の日米首脳会談等の機会に海洋安全保障に関する両国の一致した認識と協力について確認した。

(5) 3か国協力については、日米両国は、アジア太平洋地域における同盟国やパートナーとの安全保障・防衛協力を重視している。特に、日米両国は、オーストラリア、韓国又はインドとの3か国間協力を着実に推進してきており、7月及び11月の日米首脳会談等においても、これらの3か国間の協力は、日米が共有する安全保障上の利益を増進し、アジア太平洋地域の安全保障環境の改善に資するものであることを確認した。また、9月の北朝鮮による核実験、度重なる弾道ミサイル発射を受けた対応の中で、日米韓及び日米豪首脳会談等において、それぞれ3か国間協力の重要性を再確認した。

(6) 情報保全については、同盟関係における協力を進める上で決定的に重要な役割を果たすものである。日米両国は、政府横断的なセキュリティ・クリアランス制度を実施しているほか、カウンター・インテリジェンス（諜報による情報の漏えい防止）に関する措置の向上を含む情報保全制度の一層の改善に向け、引き続き協議を行った。

平成 30 年度目標

- 1 平成 29 年 2 月の日米首脳会談、8 月の日米「2 + 2」などを通じて確認された強固な日米関係の上に立ち、ガイドライン（日米防衛協力のための指針）及び平和安全法制の下で、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化させる。
- 2 弾道ミサイル防衛、サイバー、宇宙、海洋安全保障等幅広い分野において日米安全保障協力の強化を着実に進展させ、日米安保体制の信頼性をより一層向上させる。

施策の進捗状況・実績

日米両国は、首脳間の強力な信頼関係の下で日米同盟がかつてなく強固である中、ガイドライン及び平和安全法制の下で、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化しており、弾道ミサイル防衛、サイバー、宇宙、海洋安全保障などの幅広い分野における協力を拡大・強化している。

- 1 平成 27 年 4 月の日米安全保障協議委員会（「2 + 2」）において公表したガイドラインの下で設置された同盟調整メカニズム（ACM）を通じて、日米両国は緊密な情報共有及び共通情勢認識の構築を行い、平時から緊急事態まで「切れ目のない」対応を実施してきている。平成 29 年 8 月の「2 + 2」の成果を踏まえつつ、4月、9月、11月の首脳会談や6月のマティス国防長官訪日等の機会を活用し、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化していく方向性を確認し、安全保障・防衛協力分野における日米間協力の土台をより強固なものとした。加えて、10月には日米拡大抑止協議を開催し、日米同盟の抑止力を確保する方途についての率直な意見交換を行った。その結果を踏まえ、下記2のとおり、同分野における様々な具体的な日米間協力を更に発展させた。
- 2 (1) 弾道ミサイル防衛については、日本は、平成 18 年以降実施している能力向上型迎撃ミサイル（SM-3 ブロック II A）の日米共同開発及び共同生産の着実な実施を始め、米国との協力を継続的に行い、平成 29 年に導入を決定した陸上配備型イージス・システム（イージス・アショア）やイージス護衛艦の BMD 能力付与の取組など、BMD システムの着実な整備に努めて、いかなる事態においても北朝鮮による弾道ミサイルの脅威から国民の生命・財産を守るべく、万全の態勢をとっている。
- (2) サイバーについては、7月に第6回日米サイバー対話をワシントン D.C. にて開催した。日米両国の政府横断的な取組の必要性を踏まえ、平成 29 年に開催された第5回対話等のフォローアップを行うとともに、日米双方の関係者が、情勢認識、両国におけるサイバー政策、国際社会における協力、能力構築支援等、サイバーに関する日米協力について幅広い議論を行った。
- (3) 宇宙については、7月の宇宙に関する包括的日米対話第5回会合や安全保障分野における日米宇宙協議審議官級会合などにおいて、宇宙に関する幅広い協力の在り方について議論を行った。日米両国は、宇宙状況監視（SSA）情報等の相互提供、ホステッド・ペイロード（人工衛星へのミッション器材の相乗り）協力の具体的検討等、宇宙の安全保障分野での協力を引き続き進めていくことを確認した。10月には米空軍宇宙コマンド主催の多国間机上演習「シュリーバー演習」に防衛省ほか関係省庁等と共に初参加した。
- (4) 海洋安全保障については、日米両国は、ASEAN 地域フォーラム（ARF）閣僚会合（8月）や東アジア首脳会議（EAS）（11月）などの場で、海洋をめぐる問題を国際法に則って解決することの重要性を訴えた。また、日米両国は、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、東南アジア諸国や太平洋島嶼国において、海洋状況把握（MDA）向上や海上法執行能力等に関する能力構築支援を始め、海洋安全保障に資する様々なプロジェクトや協力を実施している。

- (5) 3か国協力については、日米両国は、インド太平洋地域における同盟国やパートナーとの安全保障・防衛協力を重視しており、オーストラリア、インド又は韓国との3か国間協力を着実に推進させた。特に、11月に初の日米印首脳会合が行われ、3か国の協力がインド太平洋地域の安定と繁栄にとって極めて重要な意義を有することを確認し、海洋安全保障や地域連結性強化の分野において、協力を強化していくことで一致した。
- (6) 情報保全については、同盟関係における協力を進める上で決定的に重要な役割を果たすとの観点から、日米両国は、情報保全に関する日米協議の実施等、情報保全に係る協力の強化に取り組んだ。

令和元年度目標

- 1 これまでの首脳間・外相間を含むやり取りを通じて確認された強固な日米関係の上に立ち、ガイドライン（日米防衛協力のための指針）及び平和安全法制の下で、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化させる。
- 2 弾道ミサイル防衛、サイバー、宇宙、海洋安全保障等幅広い分野において日米安全保障協力の強化を着実に進展させ、日米安保体制の信頼性をより一層向上させる。

施策の進捗状況・実績

日米両国は、首脳間の強力な信頼関係の下で日米同盟がかつてなく強固である中、ガイドライン及び平和安全法制の下で、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化しており、弾道ミサイル防衛、サイバー、宇宙、海洋安全保障などの幅広い分野における協力を拡大・強化している。

- 1 平成27年4月の日米安全保障協議委員会（「2+2」）において公表したガイドラインの下で設置された同盟調整メカニズム（ACM）を通じて、日米両国は緊密な情報共有及び共通情勢認識の構築を行い、平時から緊急事態まで「切れ目のない」対応を実施してきている。4月の「2+2」では日米同盟がインド太平洋地域の平和、安全及び繁栄の礎であること、日米両国が共に「自由で開かれたインド太平洋」の実現に取り組むこと、また、宇宙、サイバー及び電磁波といった新たな領域における能力向上を含む領域横断（クロス・ドメイン）作戦のための協力を強化していくことで一致した。4月、5月、6月、8月及び9月の首脳会談や8月のエスパー国防長官訪日等の機会を活用し、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化していく方向性を確認し、安全保障・防衛協力量野における日米間協力の土台をより強固なものとした。加えて、6月及び12月には日米拡大抑止協議を開催し、日米同盟の抑止力を確保する方途についての率直な意見交換を行った。その結果を踏まえ、下記2のとおり、同分野における様々な具体的な日米間協力を更に発展させた。
- 2 (1) 弾道ミサイル防衛については、日本は、平成18年以降実施している能力向上型迎撃ミサイル（SM-3ブロックII A）の日米共同開発及び共同生産の着実な実施を始め、米国との協力を継続的に行いつつ、平成29年に導入を決定した陸上配備型イージス・システム（イージス・アショア）やイージス護衛艦のBMD能力付与の取組など、BMDシステムの着実な整備に努めて、いかなる事態においても日本に対する弾道ミサイルの脅威から国民の生命・財産を守るべく、万全の態勢をとっている。
- (2) サイバーについては、10月に第7回日米サイバー対話を東京にて開催した。日米両国の政府横断的な取組の必要性を踏まえ、平成30年に開催された第6回対話等のフォローアップを行うとともに、日米双方の関係者が、情勢認識、両国におけるサイバー政策、国際社会における協力、能力構築支援等、サイバーに関する日米協力について幅広い議論を行った。
- (3) 宇宙については、7月の宇宙に関する包括的日米対話第6回会合において、宇宙に関する幅広い協力の在り方について議論を行った。日米両国は、宇宙状況監視（SSA）情報等の相互提供、ホステッド・ペイロード（人工衛星へのミッション器材の相乗り）協力の具体的検討等、宇宙の安全保障分野での協力を引き続き進めていくことを確認した。
- (4) 海洋安全保障については、日米両国は、ASEAN地域フォーラム（ARF）閣僚会合（8月）や東アジア首脳会議（EAS）（11月）などの場で、海洋をめぐる問題を国際法にのっとり解決することの重要性を訴えた。また、日米両国は、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、東南アジア諸国や太平洋島嶼国において、海洋状況把握（MDA）向上や海上法執行能力等に関する能力構築支援を始め、海洋安全保障に資する様々なプロジェクトや協力を実施している。4月の「2+2」では、日米の4閣僚は、共同訓練や寄港等を通じ、地域のパートナー国とも連携しつつ、日米が共同で地域におけるプレゼンスを高めていくことを確認した。
- (5) 3か国・多数国間協力については、日米両国は、インド太平洋地域における同盟国やパートナーとの安全保障・防衛協力を重視しており、オーストラリアやインドとの3か国間協力を着実に推進させた。6月には第2回日米印首脳会合が行われ、「自由で開かれたインド太平洋」の維

持・推進における3か国の協力が極めて重要な意義を有することを改めて確認し、特に海洋安全保障、宇宙・サイバー空間を含む新たな領域における安全保障、質の高いインフラ投資の推進等を含む分野において、協力を強化していくことで一致した。9月には日米豪印閣僚級協議が行われ、4か国は、自由で開かれ繁栄し、包摂的なインド太平洋を推進するための共同の努力について意見交換を行った。

(6) 情報保全については、同盟関係における協力を進める上で決定的に重要な役割を果たすとの観点から、日米両国は、情報保全に関する日米協議の実施等、情報保全に係る協力の強化に取り組んだ。

- 3 令和2年1月には日米安全保障条約60周年を迎え、日米外務・防衛4閣僚による共同発表を发出し、過去60年間の成果を賞賛するとともに、今後も日米同盟を強化し、日米両国が共有する価値と諸原則を堅持するとの揺るぎないコミットメントを改めて表明した。また、外務大臣及び防衛大臣共催による「日米安全保障条約60周年記念レセプション」を開催し、日米安全保障条約60周年を祝福した。

平成29・30・令和元年度目標の達成状況：b

測定指標3-2 在日米軍の安定的な駐留のための施策の進展 *

中期目標（一年度）

在日米軍の再編に関する合意を着実に実施する。

平成29年度目標

- 1 沖縄を始めとする地元の負担軽減を図りその理解を得る観点から在日米軍の再編に関する合意の着実な実施に向け、普天間飛行場の辺野古沖への移設や、平成25年4月の「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」に基づく、沖縄の施設・区域の返還等に向けた作業を着実に実施する。
- 2 在日米軍に関する諸問題に関して、施設・区域の周辺住民等からの懸念も踏まえ、日米両政府の間で協議を行い、一つひとつの具体的な問題に対応していく。

施策の進捗状況・実績

- 1 在日米軍の施設・区域が集中する沖縄の負担軽減を進める重要性については、11月のトランプ大統領の訪日の際を始め、累次の機会に日米間で確認してきている。7月には、平成27年12月の「沖縄における在日米軍施設・区域の統合のための日米両国の計画の実施」に基づき、普天間飛行場の東側沿いの土地（約4ヘクタール）の返還が実現した。この返還に伴い、市道宜野湾11号線の全線開通が実現すれば、周辺地域の交通渋滞を緩和し、地元宜野湾市における生活環境の改善に資することになる。さらに、8月の「2+2」共同発表において、日米両国は、在日米軍の強固なプレゼンスを維持する観点から、地元への影響を軽減し、在日米軍のプレゼンス及び活動に対する地元の支持を高めると同時に、運用能力及び抑止力の維持を目的とした既存の取決めを実施することについてのコミットメントを再確認した。特に、普天間飛行場については、その代替施設をキャンプ・シュワブ辺野古崎地区及びこれに隣接する水域に建設することが、普天間飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であることを確認した。さらに、在沖縄海兵隊約9,000人のグアム等国外への移転（グアム移転は2020年代前半に開始）や、平成25年4月の「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」に基づく嘉手納以南の土地返還等についても、着実に計画を実施すべく、日米間で引き続き緊密に連携した。平成30年3月には、平成27年12月の「沖縄における在日米軍施設・区域の統合のための日米両国の計画の実施」に基づき、牧港補給地区の国道58号線沿いの土地（約3ヘクタール）の返還が実現した。この返還に伴い、国道58号線の拡幅が実現すれば、沖縄県北部と中南部とを結ぶ基幹道路で頻発して地域住民の日常生活の妨げとなっている交通渋滞を緩和し、多くの県民の生活環境の改善に資することになる。
- 2 日米安保体制の円滑かつ効果的な運用とその要である在日米軍の安定的な駐留の確保のためには、在日米軍の活動が周辺の住民に与える負担を軽減し、米軍の駐留に関する住民の理解と支持を得ることが重要である。8月には、平成18年5月の「再編実施のための日米のロードマップ」に基づく厚木飛行場から岩国飛行場への空母艦載機の移駐が開始された。この移駐は、人口密集地に所在している厚木飛行場周辺の住民が長い間負ってきた騒音等の負担軽減に資するものとして期待されている。また、在日米軍再編に引き続き取り組む一方で、米軍関係者による事件・事故の防止、米軍機による騒音の軽減、在日米軍の施設・区域における環境問題等の具体的な問題について、

地元の要望を踏まえ、改善に向けて最大限の努力を払った。特に、米軍航空機の事故等（予防着陸を含む。）が少なからず発生した点については、地元の懸念を踏まえ、例えば平成 30 年 1 月に月内に 2 度にわたり外務大臣から駐日米国大使に対して重ねて申入れを行ったほか、類似の機会をとらえ、トランプ大統領、ペンス副大統領、ティラソン国務長官、マティス国防長官等、ハイレベルへの働きかけを行った。このように、迅速な、かつ、機敏な対応を通じて米国政府との協議を進めることで、米軍航空機の運用における安全性の確保に向けてできる限りの取組を行った。

平成 30 年度目標

- 1 沖縄を始めとする地元の負担軽減を図りその理解を得る観点から在日米軍の再編に関する着実な実施に向け、普天間飛行場の辺野古沖への移設や、平成 25 年 4 月の「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」に基づく、沖縄の施設・区域の返還等に向けた作業を着実に実施する。
- 2 在日米軍に関する諸問題に関して、施設・区域の周辺住民等からの懸念も踏まえ、日米両政府の間で協議を行い、一つひとつの具体的な問題に対応していく。

施策の進捗状況・実績

- 1 在沖縄海兵隊約 9,000 人のグアム等国外への移転（グアム移転は 2020 年代前半に開始）や、平成 25 年 4 月の「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」に基づく嘉手納以南の土地返還等について着実に計画を実施した。平成 31 年 3 月の牧港補給地区の一部返還等、日米間で引き続き緊密に連携した。在日米軍の施設・区域が集中する沖縄の負担軽減を進める重要性については、4 月の日米首脳会談や 6 月の日米外相会談の際を始め、累次の機会に日米間で確認した。
- 2 在日米軍の安定的駐留のためには、地元の負担を軽減し、米軍駐留のための理解と支持を得ることが重要である。平成 29 年 8 月に開始された、「再編実施のための日米のロードマップ」に基づく厚木飛行場から岩国飛行場への空母艦載機の移駐については、平成 30 年 3 月に全ての航空機部隊の移駐が完了し、また、同ロードマップに基づく、普天間飛行場の緊急時における航空機の受入機能の新田原基地及び築城基地への移転については、10 月に機能移転に必要となる施設整備について合意した。また、在日米軍再編に引き続き取り組む一方で、米軍関係者による事件・事故の防止、米軍機による騒音の軽減、在日米軍の施設・区域における環境問題等の具体的な問題について、地元の要望を踏まえ、改善に向けて最大限の努力を払った。特に、米軍航空機の事故等が少なからず発生した点については、地元の懸念を踏まえ、6 月のマティス国防長官による安倍総理大臣表敬等、累次の機会をとらえ、ハイレベルへの働きかけを行った。このように、迅速な、かつ、機敏な対応を通じて米国政府との協議を進めることで、米軍航空機の運用における安全性の確保に向けてできる限りの取組を行った。

令和元年度目標

- 1 沖縄を始めとする地元の負担軽減を図りその理解を得る観点から在日米軍の再編に関する着実な実施に向け、普天間飛行場の辺野古沖への移設や、平成 25 年 4 月の「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」に基づく、沖縄の施設・区域の返還等に向けた作業を着実に実施する。
- 2 在日米軍に関する諸問題に関して、施設・区域の周辺住民等からの懸念も踏まえ、日米両政府の間で協議を行い、一つひとつの具体的な問題に対応していく。

施策の進捗状況・実績

- 1 「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」において、日米で「2019 年度又はその後」の返還が合意されていた沖縄県北谷（ちやたん）町内の「米軍キャンプ瑞慶覧の施設技術部地区内の倉庫地区の一部」（約 11 ヘクタール）が令和 2 年 3 月 31 日に返還された。返還地には「北谷城」の遺跡が含まれており、北谷町による整備の可能性も開かれることになる。
- 2 平成 18 年 5 月の「再編の実施のための日米ロードマップ」に基づく厚木飛行場から岩国飛行場への空母艦載機の移駐については、鹿屋基地での訓練実施に係る調整が整ったため、空中給油機 KC-130 部隊の鹿屋基地へのローテーション展開が 9 月から開始された。これにより、KC-130 部隊及び空母艦載機部隊の岩国飛行場への移駐に伴う影響が緩和されることになる。

また、日米安保体制の円滑かつ効果的な運用とその要である在日米軍の安定的な駐留の確保のためには、在日米軍の活動が周辺の住民に与える負担を軽減し、米軍の駐留に関する住民の理解と支持を得ることが重要である。特に、在日米軍の施設・区域が集中する沖縄の負担軽減を進める重要性について、4 月の日米「2+2」を始め、累次の機会に日米間で確認し、茂木外務大臣からは、10 月のデービッドソン米インド太平洋軍司令官からの表敬等の機会に、安全な訓練、事件・事故での円滑な対応のための緊密な協力を求めた。日本政府は、7 月に、在日米軍の施設・区域外での米

軍機事故に関するガイドラインを改定し、日米の関係者による制限区域内への立入りが、迅速かつ早期に行われることが明記された。

平成 29・30・令和元年度目標の達成状況：b

参考指標：米国における対日世論調査の結果(日米安保条約を維持すべきとの回答の割合)

(出典：「米国における対日世論調査」 (平成 29・30 年度ニールセン社、令和元年度ハリス社) ①一般の部 ②有識者の部 (注)「一般」とは、米国に在住の 18 歳以上の市民から無作為に選ばれた約 1,000 人のサンプルを指し、「有識者」とは、米国連邦政府、ビジネス界、学界、報道界、宗教界から選ばれた 200 人のサンプルを指す。	実績値			
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	①82%	①68%	①69%	①73%
	②86%	②87%	②95%	②93%

評価結果(個別分野 3)

施策の分析

【測定指標 3-1 日米安保体制の信頼性の向上のための施策の推進 *】

平成 29 年度は、「2+2」(8 月)や日米首脳会談(11 月)を通じて日米同盟の抑止力・対処力及び安全保障・防衛協力分野における日米間協力の土台が強化され、さらに、平成 30 年度的首脳会談(4 月、9 月及び 11 月)やマティス国防長官訪日(6 月)、令和元年度の「2+2」(4 月)やエスパー米国国防長官訪日(8 月)を始めとする機会を通じて、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化していく方向性が確認され、安全保障・防衛協力分野における日米間協力の土台がより強化された。「米国における対日世論調査」においても、「日米安保条約を維持すべきか」との設問については、これまで安定して極めて高い評価を得てきており、平成 28 年度から令和元年度にかけても高い評価を得ることができた。

(1) 平成 29 年 8 月の「2+2」において、米国の核戦力を含むあらゆる種類の能力を通じた、日本の安全に対する同盟のコミットメントを再確認し、あらゆる事態において同盟としての切れ目のない対応を確保するために、役割・任務・能力の見直しを通じたものも含め、日米同盟を更に強化する具体的な方策及び行動を立案するとの共通の意図を確認し、新ガイドラインの実施を加速し、日本の平和安全法制の下での更なる協力の形態を追求するとの指針を事務当局に示したことは、新ガイドライン及び平和安全法制の下で、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化させる上で効果的であった。また、情報収集、警戒監視及び偵察、訓練及び演習、研究開発、能力構築並びに施設の共同使用等の様々な分野における新たな、かつ、拡大した行動を追求するとの指針を示したことは、幅広い分野において日米安全保障協力の強化を着実に進展させ、日米安保体制の信頼性をより一層向上させる上で効果があった。(平成 29 年度：米国との安全保障分野での協力推進(達成手段①))

(2) 平成 30 年 4 月の首脳会談において、トランプ大統領が、核及び通常戦力の双方によるあらゆる種類の米国の軍事力を通じた日本の防衛に対する米国の揺るぎないコミットメントを改めて確認し、両首脳が、平和安全法制及びガイドラインの着実な実施を通じた日米安保協力の一層の推進を再確認したことは、新ガイドライン及び平和安全法制の下で、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化させる上で効果的であった。また、10 月に米空軍宇宙コマンド主催の多国間机上演習「シュリーパー演習」に関係省庁等と共に初参加したこと、11 月に行われた初の日米印首脳会合で、3 か国の協力がインド太平洋地域の安定と繁栄にとって極めて重要な意義を有することを確認し、海洋安全保障や地域連結性強化の分野において、協力を強化していくことで一致したことは、幅広い分野において日米安全保障協力の強化を着実に進展させ、日米安保体制の信頼性をより一層向上させる上で効果があった。(平成 30 年度：米国との安全保障分野での協力推進(達成手段①))

(3) 平成 31 年 4 月の「2+2」において、日米同盟がインド太平洋地域の平和、安全及び繁栄の礎であること、日米両国が共に「自由で開かれたインド太平洋」の実現に取り組むこと、また、宇宙、サイバー及び電磁波といった新たな領域における能力向上を含む領域横断(クロス・ドメイン)作戦のための協力を強化していくことで一致したことは日米同盟の抑止力・対処力を一層強化させる

上で効果的であった。また、経空・ミサイル脅威に対する日米それぞれの統合防衛の強化、宇宙関連能力に係る協力深化、日米同盟の能力の近代化、情報保全に係る政府全体の取組の強化等、追加的な二国間の協力の分野を詳述するファクトシートを発出することに合意したことは、幅広い分野において日米安全保障協力の強化を着実に進展させ、日米安保体制の信頼性をより一層向上させる上で効果があった。(令和元年度：米国との安全保障分野での協力推進(達成手段①))

【測定指標 3-2 在日米軍の安定的な駐留のための施策の進展 *】

平成 29 年 8 月の「2+2」共同発表において、普天間飛行場については、その代替施設をキャンプ・シュワブ辺野古崎地区及びこれに隣接する水域に建設することが、普天間飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であることを確認したことは、早期の辺野古への移設と普天間飛行場の返還を含む在日米軍再編を着実に進める上で意義があった。

平成 29 年 8 月には、平成 18 年 5 月の「再編実施のための日米のロードマップ」に基づく厚木飛行場から岩国飛行場への空母艦載機の移駐が開始されたが、この移駐は、人口密集地に所在している厚木飛行場周辺の住民が長い間負ってきた騒音等の負担軽減に資するものとして期待されており、在日米軍が抱える諸問題の一つに対処したといえる。

また、在日米軍の施設・区域が集中する沖縄の負担軽減を進める重要性については、平成 30 年 4 月及び平成 31 年 4 月の日米首脳会談や同年 6 月の日米外相会談の際を始め、累次の機会に日米間で確認し、平成 29 年 7 月に普天間飛行場の東側沿いの土地(約 4 ヘクタール)の返還、平成 30 年 3 月及び平成 31 年 3 月の牧港補給地区の一部返還、さらに、令和 2 年 3 月のキャンプ瑞慶覧の一部の返還が実現したことは、沖縄の施設・区域の返還等に向けた作業の着実な実施という目標達成にとって大きな前進となった。米軍航空機の事故等が少なからず発生した点については、地元の懸念を踏まえ、平成 30 年 6 月のマティス国防長官による安倍総理大臣表敬等、累次の機会を捉え、ハイレベルへの働きかけを行い、令和元年 7 月には在日米軍の施設・区域外での米軍機事故に関するガイドラインを改定した。また、茂木外務大臣からデービッドソン米インド太平洋軍司令官(令和元年 10 月)、ミリー米統合参謀本部議長(同年 11 月)、シュナイダー在日米軍司令官兼第 5 空軍司令官(令和 2 年 1 月)に対し、安全な訓練、事件・事故での円滑な対応のための緊密な協力を求め、先方から一般的な同意が得られた。このような成果は沖縄を含む地元の負担軽減及び日米地位協定の運用改善の取組を促進するという目標達成に向け効果があった。(平成 29・30・令和元年度：米国との安全保障分野での協力推進(達成手段①))

次期目標等への反映の方向性

【施策(施策の必要性に関する分析を含む)】

日本を取り巻く安全保障環境が格段に速いスピードで厳しさと不確実性を増す中、日本の平和と安全及びインド太平洋地域の平和と安定を確保するためには、日本自身の防衛力の強化はもとより、日米安保体制の抑止力を不断に向上させていくことが不可欠である。そのために、ガイドライン及び平和安全法制の下で、幅広い分野における日米安保・防衛協力、現行の日米合意に沿った在日米軍再編の実施を進めるとともに、在日米軍の活動が地元住民に与える負担の軽減にも努め、確実に成果を出していくことが必要である。

このとおり日米安保体制の信頼性を向上させるとともに、在日米軍の円滑な駐留を確保し、もって我が国の安全を確保するとの施策目標は妥当であり、今後とも同目標を維持し、その達成に向けた施策を実施していく。

【測定指標】

3-1 日米安保体制の信頼性の向上のための施策の推進 *

日米間で緊密に協議し、日米安保体制の信頼性をより一層向上させるとの中期目標の達成に向けた新ガイドライン及び平和安全法制の下での日米同盟の抑止力・対処力の強化等の年度目標は適切な目標であったと考える。

日米安保・防衛協力については、上記のとおり進展しているが、引き続き協力の進展に向け、日米で緊密な連携を加速し、具体的な成果を出していく必要がある。厳しさを増す安全保障環境を踏まえ、我が国自身の防衛力の強化に取り組むとともに、日米安保体制の抑止力向上のため、ガイドライン及び平和安全法制の下で幅広い分野での協力を進めていく。特に、日本周辺の安全保障環境の急速な変化及び宇宙、サイバー及び電磁波を含む「新たな領域」における急速に進化する技術進歩に留意し、「新たな領域」における能力向上を含む領域横断(クロス・ドメイン)作戦のための協力を強化し、技術革新が安全保障に与える影響が非常に大きくなっている現状を踏まえ、新興技術に関する日米協力を推進する。

3-2 在日米軍の安定的な駐留のための施策の進展 *

在日米軍再編に関する合意を着実に実施するとの中期目標の達成に向けて、普天間飛行場の辺野古沖への移設や、平成 25 年 4 月の「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」に基づく、沖縄の施設・区域の返還等に向けた作業を着実に実施する等の年度目標は、適切な目標であったと考える。

在日米軍再編については、現行の日米合意に従って作業を進め、抑止力を維持しつつ、沖縄を始めとする地元の負担軽減を実現し、地元の理解を高めていく。この観点から、引き続き、在日米軍施設・区域の返還等に向けた作業の着実な実施、日米地位協定の適切な運用などに取り組んでいく。

作成にあたって使用した資料その他の情報

- ・外務省ホームページ
日米安全保障体制
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/hosho/index.html>)
第 201 回国会における茂木外務大臣の外交演説（令和 2 年 1 月 20 日）
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/pp/page3_003044.html)
- ・令和 2 年版外交青書（外交青書 2020）
第 3 章 第 1 節 2 日米安全保障（安保）体制
- ・首相官邸 ホームページ
第二百一回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説（令和 2 年 1 月 20 日）
(https://www.kantei.go.jp/jp/98_abe/statement/2020/0120shiseihoushin.html)